

平成二十七年政令第三百四十七号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びにこれらの法律及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 給付の通則に関する経過措置（第三条・第四条）

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例（第五条―第十三条）

第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例

第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定の適用（第十四条―第五十一条）

第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例（第五十三条―第一百五十五条）

第三節 退職等年金給付に係る供給の調整の特例等（第一百六条―第一百八条）

第四節 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例（第一百九条―第一百四十条）

第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例（第一百四十一条）

第六節 費用の負担等に関する経過措置（第四百二十二条―第四百五十二条）

第四章 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置（第四百五十三条―第四百六十一条）

第五章 その他の経過措置（第四百六十二条―第四百八十条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行に伴い、組合が支給する平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間を有する者に係る改正前地共済法による長期給付の支給要件、当該長期給付の額の算定、当該長期給付に係る費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前国共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧地方公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法、それぞれ平成二十四年一元化法附則第四条第一号から第九号まで若しくは第十二号又は第七条第一項に規定する改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧地方公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法をいう。

- 二 第一号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間、第四号厚生年金被保険者期間、第五号厚生年金被保険者期間、それぞれ改正後厚生年金保険法第二条の五第一項各号に規定する第一号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者期間、第四号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者期間をいう。
- 三 なおその効力を有する改正前地共済法、平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。
- 四 改正後地共済法、平成二十四年改正法第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。
- 五 なおその効力を有する改正前地共済法、平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。
- 六 なおその効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法（平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法をいう。以下同じ。）をいう。
- 七 改正前地共済令、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号。以下「平成二十七年地共済改正令」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいう。
- 八 なおその効力を有する改正前地共済令、平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済令をいう。
- 九 改正後地共済令、平成二十七年地共済改正令第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令をいう。
- 十 組合 地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）あつては、全国市町村職員共済組合連合会）をいう。

第二章 給付の通則に関する経過措置

(改正後地共済法における報酬又は期末手当等に関する特例)

第三条 当分の間、改正後厚生年金保険法第三条第一項第三号に掲げる報酬若しくは同項第四号に掲げる賞与又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第五項に規定する報酬若しくは同条第六項に規定する賞与のうちその全部又は一部が通貨以外のもので支払われるものについては、総務大臣の定めるところにより、改正後地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬又は同項第六号に規定する期末手当等に相当するものとみなす。

(年金の支払の調整に関する経過措置)

第四条 次に掲げる年金である給付の受給権者が、当該受給権者が受給権を有する年金である給付（以下この条において「乙年金」という。）以外の第二号から第四号までに掲げる年金である給付（以下この条において「甲年金」という。）の受給権を取得したため、乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

一 改正後厚生年金保険法による年金である保険給付（組合が支給するものに限る。）
二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）
三 平成二十四年一元化法附則第六十一条に規定する年金である給付

四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により組合が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）

2 乙年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として乙年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に

<p>係る債権（以下この項において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき甲年金があるときは、主務省令で定めるところにより、甲年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。</p> <p>3 甲年金及び乙年金のいずれもが第一項第二号に掲げる年金である給付であるとき、又は同項第三号に掲げる年金である給付であるときは、前二項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項に規定する内払又は第二項の規定による充当に係る額の計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>第三章 退職共済年金等に関する経過措置</p> <p>第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例 （改正前支給要件規定の読替え）</p> <p>第五条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前支給要件規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>改正前地共済法第七退職共済年金 十八条の見出し</p>	<p>旧職域加算退職給付 旧職域加算退職給付</p>	<p>の障害の状態は、政令で定める</p>
<p>改正前地共済法第七退職共済年金 十八条第一項</p>	<p>旧職域加算退職給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第八十四条第二項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（第八十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前地共済法第八退職共済年金 十四条の前の見出し</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>改正前地共済法第八退職共済年金 十四条第一項</p>	<p>旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>改正前地共済法第八退職共済年金 十四条第二項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）と保険料免除期間（同法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該被保険者期間及び当該被保険者期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>改正前地共済法第八退職共済年金 十四条第二項</p>	<p>障害の程度に応じて重級及び三級とし、各級</p>	<p>支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該被保険者期間及び当該被保険者期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>

改正前地共済法第七十九条第二項	退職共済年金の額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第七十九条第一項	退職共済年金の額のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額（当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）に相当する金額	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第七十九条第一項第二号	遺族共済年金の額のうち第九十条第二項第一号イ（二）若しくは同号ロ（二）に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。）に相当する金額	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第七十九条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第七十九条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第七十九条第一項	次各号に掲げる金額の合算額	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第七十九条第一項	第一号に掲げる金額	零
改正前地共済法第七十九条第一項	その権利を取得した日の翌日の属する月	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法第七十九条第二項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第八十条第二項	若しくは遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第八十条第二項	退職共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第八十条第二項	退職を給付事由とする年金である給付	旧職域加算退職給付

改正前地共済法第八十条第二項	申出を	申出（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第七條第三項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を
改正前地共済法第八十条第三項	同項	前項
改正前地共済法第八十条第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第八十条第三項	五年を経過した日	十年を経過した日
改正前地共済法第八十条第三項	申出を	申出（平成二十七年経過措置政令第七條第三項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を
改正前地共済法第八十条第四項	退職共済年金の額	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第八十条第四項	第七十九条第一項及び前条これら	旧職域加算退職給付の額
改正前地共済法第八十条第四項	退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間	旧地共済施行日前期間
改正前地共済法第八十条第四項	第七十九条第一項の規定の例を勘案して	同様の
改正前地共済法第八十条第四項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法第八十条第四項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十条第四項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十条第四項	次各号に掲げる金額の合算額	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十条第四項	算額	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法第八十条第四項	七条第一項	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十条第四項	七条第二項	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十条第四項	七条第二項	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第八十条第四項	七条第二項	旧職域加算障害給付

改正前地共済法第八十七條第五項	障害共済年金の障害共済年金とする	旧職域加算障害給付とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金の各号に掲げる金額の合計額	公務等による旧職域加算障害給付の各号に掲げる金額	改正前地共済法第八十七條第四項	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付	改正前地共済法第八十七條第二項第一号	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
改正前地共済法第九十条の二の前の見出し並びに同条第一項各号	算定される障害共済年金	旧職域加算遺族給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付	改正前地共済法第九十条	公務等による障害共済年金	旧職域加算障害給付

改正前地共済法附則第一百零三条第三項	組合員期間 退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六條額第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
改正前地共済法第四百十條第一項	政令で定めるもの に使用される 公庫等職員」という	地方公務員等共済組合法施行令第三十九條第一項に規定するもの (他の法令の規定により地方公務員等共済組合法第四百十條第一項に規定する公庫等とみなされた法人を含む。)に使用される 公庫等職員」という。(他の法令の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされた者を含む。以下この条において同じ) 地方公務員等共済組合法施行令第四十三條第七項に規定するもの
改正前地共済法第四百十二條第二項の表第四百十條第一項の項	政令で定めるもの	
改正前地共済法第四百十四條の二十四の二第二項及び第五項	退職共済年金 遺族共済年金	旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第四百十四條の二十六第一項	五十円	五十銭
改正前地共済法附則第十八條の二の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第十八條の二第二項	前項	平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前地共済法附則第十八條の二第四項	前項	若しくは第九條の二の二第二項又は改正後厚生年金保険法附則第七條の三第一項
改正前地共済法附則第十八條の二の前の見出し	前項	平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	前項	旧職域加算退職給付 同項
改正前地共済法附則第二十四條の二第二項	前項	旧職域加算退職給付
又は附則第九條の二の二第一項	前項	平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
若しくは附則第九條の二の二第二項又は改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第一項	前項	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十四條の二第四項	前項	平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項
改正前地共済法附則第二十六條第五項	前項から前項まで	平成二十七年経過措置政令第五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項
改正前地共済法附則第二十六條第九項前段	附則第二十五條の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五條の七第一項の規定	旧職域加算退職給付 附則第二十五條の七第一項の規定
改正前地共済法附則第二十六條第十項	第一項から第七十九條第一項	第二項から第七十九條第一項第二号
改正前地共済法附則第二十六條の四(見出しを含む)	附則第二十五條の二第二項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加算した金額	附則第二十五條の二第二項第三号に掲げる金額
改正前地共済法附則第二十七條の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法附則第二十七條第一項及び第二十八條の四の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十八條の四第二項	前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五條第一項及び第二項の規定の項に規定する警察職員に係る旧職域加算退職給付組合員期間が二十年未満であるときはその者は組合員期間が二十年以上である者	平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項に規定する警察職員に係る旧職域加算退職給付

改正前地共済施行法第 二条第一項第一号	第一項及び附則第二十八 条の十三第一項の規定	同号	改正前地共済施行法第 二条第一項第一号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四 年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化 法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は 第五項の規定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十四年一元化法第三条の規定に よる改正前の地方公務員等共済組合法をい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務 員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方 公務員等共済組合法による長期給付等に関する 経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三 百四十七号）第五条、第六条第一項又は第七條 第一項の規定により読み替えられた規定にあつ ては、これらの規定による読替え後のものとす る。
改正前地共済施行法第 七条第二項	遺族共済年金	旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附 則第六十条第五項に規定する改正前地共済法に よる職域加算額（以下この項において「改正前 地共済法による職域加算額」という。）のうち退 職を給付事由とするものをいう。第八十三条第 三項において同じ。）	改正前地共済施行法第 七条第二項	旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職 域加算額のうち死亡を給付事由とするものをい う。以下同じ。）
改正前地共済施行法第 八条第四項	遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 三項	改正前地共済施行法第 八条第四項	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 三項
改正前地共済施行法第 九条第三項	遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 二項	改正前地共済施行法第 九条第三項	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 二項
改正前地共済施行法第 十條第四項	退職共済年金又は遺族共済 年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 三項	改正前地共済施行法第 十條第四項	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 三項

改正前地共済施行法第 十條第五項	退職共済年金	者で平成二十四年一元化法附則第六十条第三 項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた第二項	改正前地共済施行法第 十條第五項	者で平成二十四年一元化法附則第六十条第三 項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた第二項
改正前地共済施行法第 四十八條の見出し	遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 二項	改正前地共済施行法第 四十八條の見出し	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 二項
改正前地共済施行法第 四十八條第三項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	改正前地共済施行法第 四十八條第三項	旧職域加算遺族給付
改正前地共済施行法第 五十五條の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	改正前地共済施行法第 五十五條の見出し	旧職域加算遺族給付
改正前地共済施行法第 五十五條第三項	遺族共済年金	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 二項	改正前地共済施行法第 五十五條第三項	平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規 定によりなおその効力を有するものとされた前 二項
改正前地共済施行法第 六十二條の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	改正前地共済施行法第 六十二條の見出し	旧職域加算遺族給付
改正前地共済施行法第 六十二條第三項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	改正前地共済施行法第 六十二條第三項	旧職域加算遺族給付
改正前地共済施行法第 八十三條第三項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	改正前地共済施行法第 八十三條第三項	旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共 済改正法附則第二条第 三号	遺族共済年金 退職共済年金 遺族共済年金	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四 年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化 法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は 第五項の規定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十四年一元化法第三条の規定に よる改正前の地方公務員等共済組合法をい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務 員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方 公務員等共済組合法による長期給付等に関する 経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三 百四十七号）第五条、第六条第一項又は第七條 第一項の規定により読み替えられた規定にあつ ては、これらの規定による読替え後のものとす る。	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第二条第 三号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四 年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化 法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は 第五項の規定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十四年一元化法第三条の規定に よる改正前の地方公務員等共済組合法をい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務 員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方 公務員等共済組合法による長期給付等に関する 経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三 百四十七号）第五条、第六条第一項又は第七條 第一項の規定により読み替えられた規定にあつ ては、これらの規定による読替え後のものとす る。

改正前昭和六十年地共 済改正法附則第十四条 の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第十八条	退職共済年金 遺族共済年金 組合員期間には	旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）には
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたげる者で地方公共団体の長であつた期間の年数受けることとなる者を含む）	その	これらの	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第十九条 の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十 二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲 げらるる者で地方公共団体の長であつた期間の年数 受けることとなる者を含む	退職共済年金の額を	旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。附則第十八条及び附則第十九条において同じ。）の額を	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第三十五 条第一項	組合員期間には 退職共済年金 遺族共済年金	旧地共済施行日前期間には 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十 二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲 げらるる者で地方公共団体の長であつた期間の年数 受けることとなる者を含む	その者は新共済法	これらの者は新共済法	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第三十五 条第二項及び第三項	組合員期間 退職共済年金 遺族共済年金	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十 二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲 げらるる者で地方公共団体の長であつた期間の年数 受けることとなる者を含む	その者は新共済法	これらの者は新共済法	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第三十五 条第一項ただし書	組合員期間 退職共済年金 遺族共済年金	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十 二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲 げらるる者で地方公共団体の長であつた期間の年数 受けることとなる者を含む	その者は新共済法	これらの者は新共済法	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第三十五 条第二項及び第三項	組合員期間 退職共済年金 遺族共済年金	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十 二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲 げらるる者で地方公共団体の長であつた期間の年数 受けることとなる者を含む	その者は新共済法	これらの者は新共済法	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第三十五 条第一項ただし書	組合員期間 退職共済年金 遺族共済年金	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年地共 前条第二項の規定の適用を施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十 二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲 げらるる者で地方公共団体の長であつた期間の年数 受けることとなる者を含む	その者は新共済法	これらの者は新共済法	改正前昭和六十年地共 済改正法附則第三十五 条第一項ただし書	組合員期間 退職共済年金 遺族共済年金	旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付

第二十五条の 十の見出し	障害共済年金	二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の 旧職域加算障害給付	
第二十五条の 十第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付（法第八十四条第一項に規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）	
第二十五条の 第十第二項	障害共済年金の 障害共済年金（ 併合障害共済年金 加算された障害共済年金	旧職域加算障害給付の 旧職域加算障害給付（ 併合旧職域加算障害給付 加算された旧職域加算障害給付	七（見出しを 含む）、第二 十六條の二十 八及び第二十 六條の三十 （見出しを 含む）
第二十五条の 第十第三項	第一号に掲げる金額は法第八十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額の一部であるものと、第二号 同条第一項第二号又は第二項第二号 それぞれみなして 併合障害共済年金 支給される障害共済年金	第八十七条第一項第二号又は第二項第二号 みなして 併合旧職域加算障害給付 支給される旧職域加算障害給付	第二十七條第 一項第二号
第二十五条の 第十三の見出し 及び同条第一 項	第二十六条の 第十三の見出し 又は第二項の 規定 遺族共済年金は	旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付 旧職域加算遺族給付（法第九十九条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。）は	第二十七條第 一項第一号
第二十六条の 第十四の見出し	遺族共済年金の 退職共済年金等のいずれか	旧職域加算遺族給付の 旧職域加算退職給付	第二十七條第 一項第三号
第二十六条の 第十四第一項	遺族共済年金 退職共済年金等のいずれか	旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付	第二十七條第 一項第四号
第二十六条の 第十四第二項	遺族共済年金 又は第二項の 規定	旧職域加算遺族給付 の規定	
第二十六条の 第二十一の見出 し	退職共済年金等	旧職域加算退職給付	
第二十六条の 第二十一	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
第二十六条の 第二十二、第二 十六條の二十	障害共済年金	旧職域加算障害給付	

第二十七條第二項	退職共済年金又は障害共済年金の額 遺族共済年金の受給権者	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額 旧職域加算遺族給付の受給権者
第二十七條第三項	当該年金の額のうち、法第七十六條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額 又は第二項第二号の規定 遺族共済年金の額 同条第一項第二号 退職共済年金又は国の新法による退職共済年金 遺族共済年金の職域相当額に相当する金額 退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算遺族給付の額 旧職域加算退職給付の額 同号 旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付の額 旧職域加算退職給付の額
第二十七條第四項	法第八十一條第一項若しくは附則第二十五條の五第一項の規定、法第九十二條第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九條の四第一項から第三項まで若しくは第九十九條の五第一項 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額 遺族共済年金 法第八十一條第一項若しくは附則第二十五條の五第一項若しくはは 、法第九十二條第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九條の四第一項から第三項まで若しくは第九十九條の五第一項	又は法第九十九條の四第一項から第三項まで 旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付、旧職域加算遺族給付 若しくはは は旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付 若しくはは
第二十七條第五項	同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号 月数は	同項第三号 月数又は同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数は 旧職域加算退職給付
附則第三十條の二の十六の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付

附則第三十條の二の十六第一項	附則第三十條組合員期間 法第七十九條第一項又は法第九十二條第一項 千分の五	旧地共済施行日前期間 法第七十九條第一項第二号 千分の四
附則第三十條の二の二十の見出し	附則第三十條退職共済年金 組合員期間 法第七十九條第一項 旧地共済施行日前期間 法第七十九條第一項第二号	千分の五 千分の四
附則第三十條の二の二十第一項	附則第三十條組合員期間 千分の五 附則第二十四條第一項の規定により算定した金額 金額（地方公共団体の長であつた期間金額が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四條第一項の規定の例により算定した金額） 千分の四	千分の五 千分の四
附則第三十條の二の二十第六項	附則第三十條退職共済年金 旧職域加算退職給付	千分の五 千分の四

3 第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第八十條の二第一項の規定により旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後に当該旧職域加算退職給付を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第八十條の二第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二 当該請求をした日の五年前の日以前に第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第八十條の二第一項に規定する他の年金である給付の受給権者であつたとき。

（併給の調整に関する経過措置）

第八條 改正前地共済法による職域加算額の受給権者が次の各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十六條第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に掲げる年金は、それぞれ当該各号に定める年金であるものとみなし、当該各号に掲げる年金でないものとみなす。

一 老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。） 旧職域加算退職給付

二 老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。） 改正前国共済法による年金である給付（旧職域加算退職給付に相当するものに限る。）

三 障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

四 障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 改正前国共済法による年金である給付（旧職域加算障害給付に相当するものに限る。）

五 遺族厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

六 遺族厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 改正前国共済法による年金である給付（旧職域加算遺族給付に相当するものに限る。）

第九条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金の受給権者が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく改正前地共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の受給権を有するときは、その受給権を有する間、当該改正前地共済法による職域加算額は、その支給を停止する。

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十六条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第十条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第四十八条、第六十八條第四項、第六項及び第七項、第七十九条第三項、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第九十三条、第九十九条の二第二項及び第五項、第九十九条の二の二第二項、第九十九条の三、第九十九条の四、第九十九条の四の二第二項、第九十九条の五、第九十九条の六、第九十九条から第九十四条まで、第九十五条第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第九十六条から第九十七条の二まで、第九十七条の三第三項及び第四項、第九十七條から第九十九條まで、第一百零一条の二第三並びに附則第十八條の二第五項から第七項まで、第二十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十四条の二第五項から第十項まで、第二十四条の三、第二十五条の二から第二十五条の七まで、第二十六条第九項後段、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十八条の二及び第二十八条の三の規定

二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の規定

（改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九條第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項及び第六十五条の二から第六十八條までの規定、厚生年金保険法第九十二条第一項から第七項までの規定並びに改正後厚生年金保険法第一百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生年金保険給付 除法第四十三条の二第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。） 前年度の標準報酬（当該年度
改正後厚生年金保険 除法第四十三条の二第二項第一号	標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。） なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五條、第六條第一項又は第七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下同じ。） 第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同條第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）
改正後厚生年金保険標準報酬 除法第四十三条の二第二項	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」
改正後厚生年金保険受給権者 除法第四十三条の三第一項	改正前地共済法による職域加算額の受給権者
改正後厚生年金保険前年度の標準報酬及び前々年度 除法第四十三条の三第二項	前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等

改正後厚生年金保険法第四十三條の四第二項第一号	改正後厚生年金保険前々年度等の標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金保険法第四十三條の四第二項第一号	改正後厚生年金標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
改正後厚生年金保険法第四十三條の四第三項	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金保険法第四十三條の五第二項第一号	前々年度等の標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金保険法第四十三條の五第三項	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
改正後厚生年金保険法第四十六條第一項	日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として	日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として

改正後厚生年金保険法第四十六條第一項	改正後厚生年金は障害厚生年金は	改正後厚生年金の全部又は一部	旧職域加算退職給付
改正後厚生年金保険法第五十四條第二項	該当しなくなった	該当しなくなった	該当しない間又は当該組合員である間
改正後厚生年金保険法第五十四條第二項	該当しない間	該当しない間	該当しない間又は当該組合員である間

政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額と、その月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同條第四項に規定する加算額を除く。）

旧職域加算退職給付
改正前地共済法第七十五條第二項

なお効力を有する改正前地共済法第八十四條第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下「旧職域加算障害給付」という。）は、該当しなくなったとき、又は地方公務員等共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員である

該当しない間又は当該組合員である間

<p>改正後厚法第四十三條 年令第三の四第一項第 二の四の一号</p>	<p>規定による読替え後のものとする。次条において同じ。第四十三條の二 第一項第二号イ</p>	<p>再評価令厚生年金保険 第四條の法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	<p>再評価令厚生年金保険 第四條第法第四十三條 第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十條第十 一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一條の規 定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法 律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期 給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七 号。第六條第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七 條第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定によ る読替え後のものとする。以下同じ。）第四十四條第一項</p>	<p>再評価令厚生年金保険 第四條第法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	<p>再評価令国民年金法等 第六條第一項及び 成十二年法律 第十八號。以 下</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	<p>再評価令 附則第二十一 條第一項及び 第二項</p>	<p>附則第十一條第一項、第二項、第五項及び第六項</p>	<p>再評価令 附則別表第一 第二項</p>	<p>附則別表</p>	<p>再評価令被保険者 別表第一</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員</p>	<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え） 第十二條 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法 律（平成六年法律第九十九號。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。）附則第 八條の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二 號。以下この項及び第十八條第一項において「平成十二年地共済改正法」という。）附則第十條、 第十一條第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一條の二並びに附則別表の規定の適用に ついては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句とする。</p>
<p>平成六年地障害共済年金 共済改正法 附則第八條 の見出し</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>平成六年地法による 共済改正法第八十四條第二項 附則第八條 第一項</p>	<p>第一條の規定による改正前の法による</p>	<p>同條第一項の障害共済年金</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十四條第一項の 旧職域加算障害給付</p>	<p>平成六年地法第八十四條第一項 共済改正法障害共済年金 附則第八條 第二項及び 第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十四條第一項 旧職域加算障害給付</p>	<p>平成十二年法による年金である給付等の額 地共済改正 法附則第十 條の前の見 出し</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の 一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律（平成二十四年法律第六十三號。以下「平成 二十四年一元化法」という。）附則第六十條第一項、 第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有する ものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定によ る改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関 する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百</p>						

平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条第一項 第一号	組合員期間	旧地共済施行日前期間	項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同(じ)を乗じて得た金額に
平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条第一項 第二号	組合員期間 として法 第七十九条第一項 第二号	旧地共済施行日前期間 としてなお効力を有する改正前地共済法 第七十九条第一項第二号	旧地共済施行日前期間 第七十九条第一項第二号
平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条第二項	組合員期間 第七十九条第一項 第二号並びに昭 和六十年改正法 第七十九条第一 項第二号	旧地共済施行日前期間 、なお効力を有する改正前地共済法 第七十九条第一項第二号	昭和六十年改正法 から第三項まで 附則第二十号の第二項第二号 及び第三号(法附則第二十号の 第三項及び第四項、附則第二十 五条の第二項、附則第二十 五条の第三項及び第五項、附 則第二十五号の第四項及び第 五項並びに附則第二十六号第 五項 においてその例による場合を 含む)の規定
平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条第三項	規定による改正後の	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律(平成十六年 法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法 律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給 付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政 令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により読み 替えて適用する	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組 合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚 生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長 期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七

平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条第四項	組合員期間(平成十五年四月以) 後の期間に限る。以下「基準日 後組合員期間」という。	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再 評価率	年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 読み替えて適用する 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平 成十二年法律第二十二号)第二条 、なお効力を有する改正前地共済法
平成十二年 法 附則第十 一条第一項	組合員期間(平成十五年四月以) 後の期間に限る。以下「基準日 後組合員期間」という。	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再 評価率	年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 読み替えて適用する 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平 成十二年法律第二十二号)第二条 、なお効力を有する改正前地共済法
平成十二年 法 附則第十 一条第二項	組合員期間(平成十五年四月以) 後の期間に限る。以下「基準日 後組合員期間」という。	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再 評価率	年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 読み替えて適用する 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平 成十二年法律第二十二号)第二条 、なお効力を有する改正前地共済法
平成十二年 法 附則第十 一条第三項	組合員期間(平成十五年四月以) 後の期間に限る。以下「基準日 後組合員期間」という。	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再 評価率	年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 読み替えて適用する 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平 成十二年法律第二十二号)第二条 、なお効力を有する改正前地共済法
平成十二年 法 附則第十 一条第四項	組合員期間(平成十五年四月以) 後の期間に限る。以下「基準日 後組合員期間」という。	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再 評価率	年政令第三百四十七号)第十二条第一項の規定により 読み替えて適用する 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平 成十二年法律第二十二号)第二条 、なお効力を有する改正前地共済法

<p>平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条の二第 一項</p>	<p>平成十二年 法による年金である給付の額</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>	<p>(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)</p> <p>組合員期間の月数(当該月数が旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期三月月未満であるときは、三月間の月数とを合算した月数(当該月数が三百月未満で月)とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ期間の月数</p> <p>(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)</p> <p>組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)(ii)</p> <p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
---	--------------------------------	------------------------	---	---

<p>平成十二年 地共済改正 法附則第十 四項</p>	<p>平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条の二第 四項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の五</p>	<p>平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条の二第 二項</p>	<p>平成十二年 地共済改正 法附則第十 一条の二第 三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、物価変動率が一を上回る場合、物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、物価変動率が一を上回る場合(物価変動率が一を上回る場合を除く。)</p>
---	---	------------------------------	---	---	---

<p>者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>百四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。第五号の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十八条第一項の規定する旧職域加算退職給付又は平成二十七年経過措置政令第五号の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十四条第一項の規定する旧職域加算障害給付（以下この条及び次条第一項において「旧職域加算退職給付等」という。）の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>
<p>地方公務員等共済組合法第六十八条第六項</p>	<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用） 第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条、地方公務員等共済組合法第六十八条第六項及び第九項並びに第一百七七条、改正後地共済法第六十九條及び第九條、地方公務員等共済組合法第二十條及び第二十一條の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三條及び第六十四條第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十三條及び第六十四條第一項の規定により読み替えられた附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法附則第六十三條及び第六十四條第一項の規定する旧職域加算退職給付（以下この条において「旧職域加算退職給付」という。）の</p>
<p>地方公務員等共済組合法第六十金八条第六項ただし書</p>	<p>地方公務員等共済組合法第六十金八条第六項ただし書</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額</p>
<p>地方公務員等共済組合法第六十金七条第一項</p>	<p>若しくは、 第七項の 障害手当金 又は前項の 退職老齢年 金給付の支 給状況につ き、退職老 齢年金給付</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十三條第一項</p>	<p>徴収金</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額</p>

<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第五項</p>	<p>当該老齢厚生年金等</p>	<p>百四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。第五号の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十八条第一項の規定する旧職域加算退職給付又は平成二十七年経過措置政令第五号の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十四条第一項の規定する旧職域加算障害給付（以下この条及び次条第一項において「旧職域加算退職給付等」という。）の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第六十三條の規定にかかわらず、改正前地共済法による職域加算額（退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる期間が二十年未満である者に支給する当該改正前地共済法による職域加算額の額の算定については、平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八條の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員期間が二十年未満」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十條第五項の規定する改正前地共済法による職域加算額（退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この条において「改正前地共済法による職域加算額」という。）の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満」と、「又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「に支給する改正前地共済法による職域加算額」と、「当該退職共済年金又は</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第二項</p>	<p>遺族厚生年金等</p>	<p>遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第二項</p>	<p>遺族厚生年金等</p>	<p>遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第二項</p>	<p>遺族厚生年金等</p>	<p>遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第二項</p>	<p>遺族厚生年金等</p>	<p>遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付</p>

<p>遺族共済年金の額」とあるのは「当該改正前地共済法による職域加算額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例 第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定の適用 (施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え) 第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>なお効力を有する改正前第八十四条第二項に規定する障害等級</p>	<p>障害等級(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。))第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。(以下同じ。)</p>	<p>なお効力を有する改正前別表第二の各号に掲げる地共済法第四十四条第二受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>	<p>なお効力を有する改正前同順位者 地共済法第四十六条の見出し</p>	<p>遺族</p>	<p>なお効力を有する改正前前条 地共済法第四十六条</p>	<p>第九十九条第一項 受けることができる遺族</p>	<p>なお効力を有する改正前あるときは、前二条の規定に準じて、これを</p>	<p>あるときは、配偶者、子、父母、孫、祖父若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつた者の他の遺族)にしては、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。</p>	<p>なお効力を有する改正前年金である給付 地共済法第五十一条ただし書</p>	<p>年金である給付(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第二条第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。)</p>
<p>なお効力を有する改正前 地共済法第八十九条第一項</p>	<p>の障害の程度が減退した 請求</p>	<p>なお効力を有する改正前 地共済法第九十九条の二 第五項</p>	<p>減退し、又は増進した後 における障害の程度 障害の程度</p>	<p>なお効力を有する改正前 第七十九条第三項</p>	<p>前条第一項 受けることができる が二人</p>	<p>なお効力を有する改正前 地共済法第七十七条の四 第一項</p>	<p>前条第一項及び第二項の 規定により離婚特例が適 用された</p>	<p>なお効力を有する改正前 地共済法第七十七条の四 第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間(平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。及び標準賞与額(改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。))の改定又は決定が行われた</p>	<p>対象期間に係る組合員 期間</p>	<p>対象期間(改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。))に係る旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する</p>		

<p>なお効力を有する改正前当該年齢に達した日の翌日 地共済法附則第二十四条の組合員期間 の第六項</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前六十五歳に達した日の翌日 地共済法附則第二十四条の組合員期間 の第七項</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、物価変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前組合員期間 地共済法附則第二十四条の第三項</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。が</p>
<p>なお効力を有する改正前第七十九条第三項 地共済法附則第二十四条の組合員期間の月数 の第四項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間の月数</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） 名目手取り賃金変動率が一を下回る</p>
<p>なお効力を有する改正前及び第三項の規定 地共済法附則第二十五条の第三項、第二十五条の第三項及び第六項並びに第二十五条の第四第三項及び第六項</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） 名目手取り賃金変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前組合員期間 地共済法附則第二十五条の第六項、第三項及び第四項</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五） 名目手取り賃金変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前第七十九条第三項 地共済法附則第二十五条の組合員期間 の第五項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五 名目手取り賃金変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前第七十九条第三項 地共済法附則第二十五条の第六項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五 名目手取り賃金変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前第八十一条第一項及び第二項 地共済法附則第二十六条第二号 の第二項第一号</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十一条又は第二十一条の二</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十一条の五 名目手取り賃金変動率</p>
<p>なお効力を有する改正前第四十四条の二から第四十四条の五まで 地共済法附則第二十八条の十二の第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者</p>
<p>なお効力を有する改正前次の各号に掲げる 地共済法附則第二十八条第四十四條の二（第四十四條の三から第四十四條の五まで） の五まで</p>	<p>名目手取り賃金変動率が一を下回る</p>	<p>改定又は</p>
<p>なお効力を有する改正前 地共済法附則第二十八條の三から第四十四條の三の十二の第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>	<p>改定又は</p>
<p>なお効力を有する改正前 地共済法附則第二十八條の三から第四十四條の三の十二の第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>	<p>改定又は</p>
<p>なお効力を有する改正前 地共済法附則第二十八條の三から第四十四條の三の十二の第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>	<p>改定又は</p>
<p>なお効力を有する改正前 地共済法附則第二十八條の三から第四十四條の三の十二の第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>	<p>改定又は</p>

<p>なお効力を有する改正前第七十七条の七第二項及び改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第一項の十二の五</p> <p>離婚特例が適用された者 被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が行われた者</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第七十七条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。）</p> <p>特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定</p>	<p>なお効力を有する改正前第二十八條第三項の規定による特定及び第二項の規定による改定</p> <p>離婚特例の適用</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>	<p>なお効力を有する改正前第二条の規定による改正</p> <p>昭和六十年地共済改正法正後</p> <p>附則第二条第三号</p>	<p>改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十七条第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十四条第一項</p> <p>昭和六十年地共済改正法二項</p> <p>附則第五條第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十七條第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十一条第一項</p> <p>昭和六十年地共済改正法七項</p> <p>附則第十四條第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をい、平成二十七年経過措置政令第十七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、</p>
<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項</p> <p>附則第二十一条の二第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と、「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、新共済法第八十二条第一項</p>	<p>同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十六條第六項</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六條第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十一条第二項</p> <p>昭和六十年地共済改正法二項</p> <p>附則第二十五條第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六條</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十二条</p> <p>昭和六十年地共済改正法二項</p> <p>附則第二十二條</p>	<p>並びに第八十条の二第四項に規定する加算額</p> <p>加算される金額及びに地、第八十条の二第四項に規定する加算額並びに地方公務員等共済組合法等平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有するものとされた（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項成二十四年一元化法附則第一百一条に掲げる又は第四項の規定により改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額（以下「経過的加算額」という。）と、「加算額を除く。」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十四条第一項</p> <p>昭和六十年地共済改正法二項</p> <p>附則第二十五條第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十七條第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第八十一条第一項</p> <p>昭和六十年地共済改正法七項</p> <p>附則第十四條第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十七條第二項</p>

<p>なお効力を有する改正前特例、施行日前の組合員特例 昭和六十年地共済改正法期間を有する者に対する 附則第二十七条 新共済法第九十三条の規定による支給の停止の特例</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項 に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条 第一項に規定する給付のうち改正前地共済法に よる 改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項 新共済法第七十七条の四から</p>	<p>なお効力を有する改正前地方公務員等共済組合法 昭和六十年地共済改正法第九十九条の四第三項 附則第三十条第五項 に対する</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二 から第四十三条の五まで 改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定 する再評価率</p>	<p>なお効力を有する改正前新共済法第五十五条第一項 昭和六十年地共済改正法同条から新共済法 附則第九十五条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の 規定により読み替えられた平成二十四年一元化 法附則第六十一条第四項の規定により適用する ものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条 又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第四 項の規定により読み替えられた平成二十四年一 元化法附則第六十一条第四項の規定により適用 するものとされた改正後平成六年国民年金等改 正法（平成二十四年一元化法附則第九十条の規 定による改正後の国民年金法等の一部を改正す る法律（平成六年法律第九十五号）をいう。第 百七条第一項において同じ。）附則第二十一条 平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項に おいて読み替えて準用する同条第一項の規定に より読み替えられた平成二十四年一元化法附則 第六十一条第四項の規定により適用するものと された改正後厚生年金保険法第四十六条又は平 成二十七年経過措置政令第四十七条第五項にお いて読み替えて準用する同条第四項の規定によ り読み替えられた平成二十四年一元化法附則第 六十一条第四項の規定により適用するものとさ れた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二 十一条</p>	<p>なお効力を有する改正前前条において準用する附 昭和六十年地共済改正法則第四百四條 附則第七條第一項</p>	<p>組合員である障害年金の受給権者 五十銭 一円</p>	<p>なお効力を有する改正前五十円 昭和六十年地共済改正法百円 附則第七條</p>	<p>五十銭 一円</p>	<p>なお効力を有する改正前前条の規定により障害年 昭和六十年地共済改正法金の支給を停止されてい る者 附則第九條</p>	<p>組合員である障害年金の受給権者 五十銭 一円</p>	<p>なお効力を有する改正前前条の規定により障害年 昭和六十年地共済改正法金の支給を停止されてい る者 附則第九條</p>	<p>組合員である障害年金の受給権者 五十銭 一円</p>
<p>2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地 共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（同項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令をいう。以下同じ。）の規 定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済 令第一条 は「国の新法 は「国の新法 地方公務員等共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚 生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二 十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一 元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定 によりなおその効力を有するものとされた平成 二十四年一元化法第三条の規定による改正前の 地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制 度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律及び地方公務員等共済組 法及び被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済 組合法による長期給付等に関する経過措置に関 する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。 以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第 十四条第一項の規定により読み替えられた規定 にあつては、同項の規定による読み替え後のもの とする。以下同じ） 地方公務員等共済 組合法の長期給付 等に関する施行法 とされた平成二十 四年一元化法附則 第六十一条の （以下「施行法」と いう） と規定による改正 前の地方公務員等 共済組合法の 長期給付等に関 する施行法をいう。 以下同じ 国の旧法若しくは 国の旧法 国の新法 国の旧法 国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十七 条第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた平成二十四年一元化法第二条の規定 による改正前の国家公務員共済組合法をいい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国 家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のた めの国家公務員退職手当法等の一部を改正する 法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法 による長期給付等に関する経過措置に関する政 令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下 「平成二十七年経過措置政令」という。）第 十五条第一項の規定により読み替えられた規</p>	<p>国の旧法若しくは 国の旧法 国の新法 国の旧法 国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十七 条第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた平成二十四年一元化法第二条の規定 による改正前の国家公務員共済組合法をいい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国 家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のた めの国家公務員退職手当法等の一部を改正する 法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法 による長期給付等に関する経過措置に関する政 令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下 「平成二十七年経過措置政令」という。）第 十五条第一項の規定により読み替えられた規</p>											

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二十第五項第一号及び第八十二条第一項</p>	<p>第七十六条第二項、第八十一条第二項、第一号及び第八十二条第一項に</p>	<p>のものとす。次項において同じ。附則第十三条の六第一項及び第七十六条第二項に</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の五第一項</p>	<p>法附則第二十六条第二項</p>	<p>及び適用厚生年法附則第十三条の六第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第一項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第一項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の第二第二項 組合員期間 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 特定離婚特例が適標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第二項第十八号から第二十一号まで</p>	<p>法第七十九条第三項適用する場合</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第七十四条の三</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第一号</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」といふ。）</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」といふ。）</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第一号</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」といふ。）</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」といふ。）</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第二号</p>	<p>昭和六十年改正法</p>	<p>昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第三号に掲げる改正規定を除く。）</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第三号</p>	<p>昭和六十年改正法</p>	<p>昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第三号に掲げる改正規定を除く。）</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第三号</p>	<p>昭和六十年改正法</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一号の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第五号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一規定によりなおその効力を有するものとされた部を改正する等の地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」といふ。）</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた部を改正する等の地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」といふ。）</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第六号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第七号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第八号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第九号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十一号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十二号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十三号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十四号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十五号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十六号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十七号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十一条第十八号</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>	<p>昭和三十七年政令第三百五十二号をいふ</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第十 九条第三項</p>	<p>（新共済法第八十一 条第七項又は第八 十一年地共済経過措置政令第十 九条第三項</p>	<p>（平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規 定により読み替えられた平成二十四年一元化法 附則第六十一条第四項の規定により適用するも のとされた平成二十四年一元化法第一条の規定 による改正後の厚生年金保険法第四十六条第六 項又は平成二十七年経過措置政令第二十二條 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一 項）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第二 十五條第一項</p>	<p>新共済法第九十二 条第四項 新共済法第八十一 条第七項 及び第九十三條第 二項並びに</p>	<p>（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた 平成二十四年一元化法附則第二百二條の規定（平 成二十四年一元化法附則第一條第三号に掲げる 改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等 共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十 年法律第八号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第二 十五條第四項</p>	<p>新共済法第九十三 條第一項 管掌者</p>	<p>（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規 定によりなおその効力を有するものとされた 平成二十四年一元化法附則第二百二條の規定（平 成二十四年一元化法附則第一條第三号に掲げる 改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等 共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十 年法律第八号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第三 十條第一項第二号ロ</p>	<p>若しくはは特例遺族 農林年金（平成十 三年統合法附則第 二十五條第三項の 規定により同項に 規定する存続組合 が支給するものと された同條第四項 第十二号に掲げる 特例遺族農林年金 をいう。）又は 月数とを</p>	<p>（平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規 定により読み替えられた平成二十四年一元化法 附則第六十一条第四項の規定により適用するも のとされた平成二十四年一元化法第一条の規定 による改正後の厚生年金保険法第四十六条第六 項又は平成二十七年経過措置政令第二十二條 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一 項）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第四 十八條第一項</p>	<p>地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（昭 和六十年法律第百 八号）第一條の規 定による改正後の 地方公務員等共済 組合法第八十一條 第七項</p>	<p>法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律 （平成三十年法律第三十一号）による改正前の平 成十三年統合法附則第二十五條第三項の規定に より同項に規定する存続組合が支給するものと された同條第四項第十二号に掲げる特例遺族農 林年金をいう。）の額の算定の基礎となつていた 期間の月数とを</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第七 十條第二項の項</p>	<p>退職共済年金若し は障害共済年金の 障害基礎年金その 他の年金たる給付 のうち、又は同項 に規定する老齡若 しくは障害を給付 事由</p>	<p>（平成二十四年一元化法）において「平成二十四年一元化法」といふ。附則第 六十一條第四項の規定により適用するものとさ れた平成二十四年一元化法第一條の規定による 改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 百十五号）第四十六條第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第七 十條第二項の項</p>	<p>新共済法第七十條 改正後厚生年金保 險法第七十八條の 六第一項及第二項 の規定により保険 法第二十五條第一 項に規定する標準 報酬月額（厚生年 金及び第二項に規 定する標準報酬月 額）及び標準賞与 額（改正後厚生年 金及び第二項に規 定する標準報酬月 額）が改定され、 又は決</p>	<p>（平成二十四年一元化法）において「平成二十四年一元化法」といふ。附則第 六十一條第四項の規定により適用するものとさ れた平成二十四年一元化法第一條の規定による 改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 百十五号）第四十六條第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第七 十條第二項の項</p>	<p>通算退職年金の額 （平成二十七年経 過措置政令第二十 四條第二項の規定 により読み替えら れた平成二十四年 一元化法附則第六 十一條第一項の規 定によりなおその 効力を有するもの とされた地方公務 員等共済組合法施 行令等の一部を改 正す</p>	<p>（平成二十四年一元化法）において「平成二十四年一元化法」といふ。附則第 六十一條第四項の規定により適用するものとさ れた平成二十四年一元化法第一條の規定による 改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 百十五号）第四十六條第六項</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十一條第一項の表附則第二十一條第一項の項</p>	<p>新共済法第七十七條の三第一項及び第七十一條の四第二項の表以外の部分</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第七十二條の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>	<p>第二号換算給料特第一号改定者が例適用者 第一号換算給料特第一号改定者が例適用者が 新共済法第七十七條第一項第二号の三第一項第一号に規定する第一号の特例適用者の掛金の標準となつた給料の額を第一項第二号に規定する第一号換算給料特例適用者の換算給料額とみなして、同</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十一條第一項</p>	<p>前条第一項の規定により換算給料額の特例が適用された</p>	<p>退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。）</p>	<p>新共済法第七十七條改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項の七第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準三項の規定により賞与額が改定され、又は決定された 特定離婚特例（同条第一項に規定する特定離婚特例をいう。）が適用された</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十一條第一項第一号</p>	<p>第一号換算給料特例適用者の換算給料額</p>	<p>第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>	<p>新共済法第七十七條改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧地共済法第七十七條の四の二第一項に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧地共済法第七十七條の四の二第一項に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間）とみなされた期間）と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十一條第一項第二号</p>	<p>第二号換算給料特例適用者</p>	<p>第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）</p>	<p>新共済法第七十七條被扶養配偶者みなし組合員期間 新共済法第七十七條の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十一條第一項第二号</p>	<p>第一号換算給料特例適用者の換算給料額</p>	<p>第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金については、改正前地共済法第八十四條第二項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二條第三項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級とみなす。</p>

(端数処理に関する経過措置)

第十五条 前条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第四十四条

の二十六第一項の規定は、平成二十八年四月分以後の月分の年金の支払額について適用する。

2 前項の規定は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定にか

かわらず、旧地共済法による年金である給付について準用する。

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用しない改正

前地共済法等の規定)

第十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第三項に規定する政令で定める規定は、次に掲げ

る規定とする。

一 なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二から第四十五条まで、第四十八条、第七十

九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条、第九十三条、第九十九条の四、第九十九

条の五、第二百五条から第七十七条の三まで、第七十七條の七、第七十七條の十、第七十七條から第百

二十一条まで、第四百四十四條の二十三並びに附則第二十三條、第二十四條の三第六項、第二十

五条の七、第二十六條の三及び第二十七條の規定

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百條、第六百六條、第六百八條及び第

百十條の規定

三 なお効力を有する改正前地共済令附則第五十三條の十六の二から第五十三條の十六の十ま

で、第五十三條の十八の二から第五十三條の十八の四まで、第五十三條の十九の四から第五十

三條の十九の十一まで、第七十二條の三の二及び第七十二條の八の二の規定

四 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十七條の二から第十七條の七ま

で、第二十五條の二、第二十五條の三、第三十一條の二から第三十一條の八まで及び第六十六

條の二から第六十六條の二十二までの規定

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た平成二十七年地共済改正令第十四條の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再

評価率の改定等に関する政令の規定

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後

厚生年金保険法等の規定等)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、厚生年金

保険法第四十三条第三項の規定、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五ま

で、第四十六條、第五十四條第二項及び第三項並びに第六十五條の二から第六十八條までの規

定、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第九十二条の二第

一項、第三項及び第四項並びに附則第十條の二の規定、改正後厚生年金保険法附則第十條第一項並び

に第十一條の二第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十一條の四第一項の規定、

厚生年金保険法附則第十一條の六第一項、第六項及び第八項の規定、改正後厚生年金保険法附則

第十三條の五第六項の規定、厚生年金保険法附則第十三條の六第一項、第四項、第六項及び第八

項の規定、改正後厚生年金保険法附則第十七條の四第六項本文、附則別表第二及び別表の規定、

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年国民年金等改正

法」という。附則第二十一條第一項及び第三項(これらの規定を平成二十四年一元化法附則第

九十條の規定による改正後の平成六年国民年金等改正法(以下「改正後平成六年国民年金等改正

法」という。附則第二十二條及び第二十七條第十八項において読み替えて準用する場合を含む

。))の規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四條第四項及び第六項並びに第二

十六條第一項、第三項、第五項、第七項から第十一項まで及び第十四條の規定とし、これらの規

定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

厚生年金保険法第受給権者

被用者年金制度の二元化等を図るための厚生年金保険法等の

一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下

四十三條第三項

<p>改正後厚生年金保 險法第四十三條の 第二項第一号</p>	<p>被保険者であつた 期間 老齢厚生年金 とするものとし、 資格を喪失した日 (第十四條第二号か ら第四号までのい ずれかに該当する に至つた日)にあつ ては、その日)か ら起算して一月を 経過した日の属す る月から、年金</p>	<p>〔平成二十四年一元化法〕という。〕附則第六十一条第一項に 規定する給付のうち退職共済年金の受給権者(平成二十四年 一元化法附則第五條の規定により被保険者の資格を取得した ものに限る。)</p> <p>旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第 十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四 年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期 間とを合算した期間をいう。以下同じ。)</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付 のうち退職共済年金 として、当該退職共済年金</p>
<p>改正後厚生年金保 險法第四十三條の 第二項第二号</p>	<p>報酬</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法(平成二十四年一元化法附 則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するもの とされた改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三條の規 定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法 律第五十二号)をいう。以下同じ)をいい、被用者年金制 度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一 元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法 による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十 七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」 という。第十四條第一項の規定により読み替えられた規定に あつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同 じ。第四十四條第一項に規定する掛金の標準となつた給料の 額(以下「掛金の標準となつた給料の額」という。))と同条第 二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額(以下 「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。)(以下「前年 度の掛金の標準となつた給料の額等</p>

改正後厚生年金保険法第百条の二第三項	実施機関 年金たる保険給付に関する処分に關するの支給の停止を行うため	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付
改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條
改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條	改正後厚生年金保険法附則第十條

<p>厚生年金保険法附則第八項</p>	<p>前各項 附則第八項</p>	<p>第一項及び第六項 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九條</p>
<p>改正後厚生年金保険法附則第十三條の五第六項</p>	<p>老齢厚生年金 老齢厚生年金(附則第八條の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。)</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九條</p>
<p>厚生年金保険法附則第十三條の四第一項</p>	<p>老齢厚生年金の額 (第四十四條第一項)</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四條の二第三項の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項の規定によりその額が計算されているもの又はなお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項の規定により計算した額を含むものに限る。以下この条において同じ。)</p>
<p>厚生年金保険法附則第十三條の六第一項ただし書</p>	<p>当該老齢厚生年金の額 老齢厚生年金の額</p>	<p>退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。)</p>
<p>厚生年金保険法附則第十三條の四第一項及び第二項の規定を</p>	<p>当該退職共済年金の額 当該老齢厚生年金の額</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四條の二第三項の規定による退職共済年金</p>
<p>厚生年金保険法附則第十三條の六第六項(第四十四條第一項)ただし書</p>	<p>同項</p>	<p>退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。)</p>

<p>厚生年金保険法附則第十三條の四第六項</p>	<p>老齢厚生年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。)</p>
<p>厚生年金保険法附則第十三條の四第七項</p>	<p>老齢厚生年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。)</p>
<p>改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第八項</p>	<p>平均標準報酬月額 平均給料月額</p>
<p>改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第九項</p>	<p>平均標準報酬月額 平均給料月額</p>
<p>改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第十項</p>	<p>平均標準報酬月額 平均給料月額</p>
<p>改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第十一項</p>	<p>平均標準報酬月額 平均給料月額</p>

<p>第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四条第一項</p>	<p>附則第二十一条附則第二十一条（附則第二十二條において準用する場合を含む。以下の項において同じ。）</p>	<p>同法附則第九條の第二項第一号</p>	<p>全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号及び改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項の規定及び第四項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項の規定及び第四項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>
<p>厚生年金保険法第四十四条第一項</p>	<p>において準用する第三項若しくは第六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項</p>	<p>厚生年金保険法附則第二十条</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>	<p>改正後平成六年国 前二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる</p>

<p>第十八号。以下</p>	<p>附則第二十一 条第一項及び 第二項</p>	<p>附則第十一 条第一項、第 二項、第五項 及び第六項</p>	<p>再評価令第六 条第二項</p>	<p>再評価令別表 第一</p>	<p>再評価令別表 被保険者</p>	<p>第一</p>	<p>(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法の規定の読替え)</p>	<p>第十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第十條、第十一條第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一條の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第七十九條第一項、なお効力を有する改正前地共済法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十一條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十二條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十三條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十四條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十五條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十六條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十七條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十八條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十九條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十一條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十二條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十三條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十四條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十五條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十六條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十七條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十八條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十九條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十一條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十二條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十三條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十四條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十五條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十六條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十七條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十八條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第八十九條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第九十條第二項(昭和六十一年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第六十二條の規定(平成二十四年一元化法附則第一條第三号に掲げる改正規定を除く。)(昭和六十一年法律第六十三号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法」という。))附則第三十條第一項</p>	<p>(法附則第二十條の三(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十條の三第一項及び第二項並びに昭和六十一年改正法附則第四十條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた改正後の厚生年金保険法(平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第六十五号)をいう。以下同じ。))第四十六條第一項並びに平成二十七年経過措置政令第四十七條第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十條の規定による改正後</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>	<p>附則第二十一條第一項</p>
<p>の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一條第一項</p>	<p>としてなお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法</p>

<p>附則第 十一條 の二第 三項</p> <p>り賃金変動率を上回 る場合 物価変動率 物価変動率が 適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する物 価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、 名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動 率」という。）が</p> <p>法第四十四條の三 （法第四十四條の五 ）適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三（適用する改正後厚 生年金保険法第四十三條の五 ）名目手取り賃金変動率が一を下回る 名目手取り賃金変動率が一を下回る</p>	<p>附則第 十一條 の二第 四項</p> <p>当該各号に定める率 とする。 一 名目手取り賃金 変動率が一を下回り、 かつ、物価変動率が 名目手取り賃金変動 率以下となる場合 名目手取り賃金変動 率 二 名目手取り賃金 変動率が一を下回り、 かつ、物価変動率が 名目手取り賃金変動 率を上回る場合（物 価変動率が一を上回 る場合を除く。）物 価変動率</p> <p>名目手取り賃金変動率 とする。</p>	<p>附則第 十一條 の二第 五項</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第一号</p>	<p>2 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付 に係る平成十五年地共済改正令附則第二條、第五條第一項から第四項まで及び第六條から第十條 までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年地共済改正令の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第 十一條 の二第 五項</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項第一号</p> <p>（以下「法」という。） 法（以下「改正前地共済法」という。）をい、被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組 合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を</p>
<p>改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法に よる長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四 十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四條第一項の規定 により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものと する。以下同じ） ついで、平成二十七年経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替え て適用する 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち</p>	<p>附則第 十一條 の二第 五項</p> <p>改正前の法 （法による障害共済年金」という） 平成十二年改正法第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以 下「改正前の法」という。） 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち</p>	<p>附則第 十一條 の二第 五項</p> <p>（法） （改正前地共済法 （法による遺族共済年金」という） 改正後厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率</p>	<p>（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法の規 定の適用） 第十九條 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法によ る年金である給付の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八條、地方公務員等共 済組合法第一百七條、改正後地共済法第十八條及び第一百十九條並びに地方公務員等共済組合法 第二百二十條及び第二百二十一條の規定を適用する。この場合において、同法第一百七條第一項中 「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るた めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項におい</p>	<p>附則第 十一條 の二第 五項</p> <p>平成十二年改正 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有 するものとしてされた平成二十四年一元化法附則第六十二條の規定（平成二十四 年 規定による改 一元化法附則第一條第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前</p>

て「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付」と、「徴収金」とあるのは「徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金」とする。

第二十條 削除

（厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る特例）

第二十一條 第十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額が改定された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含み、なお効力を有する改正前厚生年金法第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されたものを除く。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合には、なおその効力を有する改正前地共済法第八十条の規定は、適用しない。

（改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十二條 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されたものに限る。）については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（改正前地共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第二十三條 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（施行日において当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金（施行日において当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金（施行日において当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）第七十八条の二第一項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する場合において、施行日以後に平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金について、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行うときは、当該申出は、当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出又は当該平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出と同時に施行しなければならぬ。

第二十四條 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける場合において、施行日以後において平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行ったときは、当該申出は、施行日の前日に行われたいものとみなす。

第三十條 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する

一年を経過した日が施行日以後にあるものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける場合には、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定にかかわらず、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二の規定は、適用しない。

（改正前地共済法による障害一時金に関する経過措置）

第二十四條 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法第九十八条第一項の規定による障害一時金（施行日の前日においてまだ支給されていないものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

（施行日以後の離婚等により標準報酬月額等の改定又は決定が行われる場合の加給年金額の加算に関する特例）

第二十五條 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者（同項第二号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数を合算した月数及び同項第三号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数を合算した月数がそれぞれ二百四十に満たない者であつて、改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有しないものに限る。）については改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合におけるなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「その年金額の算定の基礎となる組合員期間」とあるのは「合算組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四條第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を合算した期間をいう。以下この項において同じ。）と、「前條第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された」とあるのは「厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

第二十六條 前項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間の月数が平成二十四年一元化法附則第十一條第一項第三号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる加入者期間の月数を超えない場合には、適用しない。

（改正前地共済法による脱退一時金に関する経過措置）

第二十六條 施行日の前日において日本国内に住所を有しない者の旧地方公務員共済組合員期間に基づく改正前地共済法附則第二十八條の十三の規定による脱退一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が施行日以後に国民年金の被保険者となつた場合又は日本国内に住所を有した場合は、この限りでない。

（改正前地共済法による職域加算額に係る平成二十四年一元化法附則第二百二十二條の規定の適用に関する経過措置）

第二十七條 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二條第一項第三十三号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）の受給権を有する者に対し施行日以後に改正前地共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において同じ。）を支給する場合には、当該改正前地共済法による職域加算額を平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付とみなして、平成二十四年一元化法附則第二百二十二條の規定を適用する。

（改正前地共済法による退職共済年金等及び改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金等の受給権者に係る退職一時金の返還に関する規定の適用の特例）

第二十八條 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者に対し、施行日以後に改正後厚生年金

保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を基礎とするものに限る。）の給付事由が生じ、かつ、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の二の規定が適用される場合には、平成二十四年一元化法附則第六十二条の規定は、適用しない。
（老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例）

第二十八条の二 地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）が二十年未満である者又はその遺族（改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。）に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合には、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第一項及び附則第六十四条」と読み替えるものとする。

（退職共済年金の支給の停止に関する特例）

第二十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員、国家公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者である場合には、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有する者であるものとみなして、施行日の属する月において第三十九条第一項に規定する支給停止に関する規定を適用する。この場合において、当該規定の適用については、当該受給権者が施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き地方公務員共済組合の組合員、国家公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）については、施行日の属する月の前月以前の月から引き続き同一の厚生年金保険法第六十一条又は第三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するもの）とされた改正後厚生年金保険法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第三十九条までにおいて同じ。）第四十六条第一項の規定を適用する。

（平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用に関する読替え等）

第三十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前厚生年金保険法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による年金保険法退職共済年金	附則第八條
と厚生年金と適用厚年法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する	法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。）

額が、当該額が、総報酬月額相当額と基本月額から附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十二条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との

と基本月額と当該控除した額

第三十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項の規定によりその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定されたもの（以下「障害者・長期加入者の退職共済年金」という。）に限る。）の受給権者（次項及び第四十一条第一項に規定する者を除く。）について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年厚年経過措置政令」という。）第三十五条第一項の規定の例による。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項及び附則第二十条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（第四十一条第一項に規定する者を除き、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る。）について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十五条第四項の規定の例による。

第三十二条 前条第一項に規定する受給権者（施行日前から引き続き厚生年金保険の被保険者若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるもの（以下「継続被保険者等」という。））に限り、同項の規定により読み替えられた第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について適用厚年法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、第四十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十三条までにおいて同じ。）附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合には、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2 前条第二項に規定する受給権者（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であつて、継続被保険者等に限り、同項の規定により読み替えられた第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について適用厚年法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合には、適用厚年法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限り、次項及び第四十三条第一項に規定する者を除く。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七條第一項の規定の例による。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者が高齢者であるものに限る。以下この条において同じ。）に限る。）の受給権者（次項から第四項まで及び第四十五条第一項に規定する者を除く。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七條第二項の規定の例による。

34 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者が高齢者であるものに限る。以下この条において同じ。）に限る。）の受給権者（次項から第四項まで及び第四十五条第一項に規定する者を除く。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七條第一項の規定の例による。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の五第二項各号のいずれかに該当するもの及び障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第四十五条第一項に規定する者を除く。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する。平成二十七年厚年経過措置政令第三十八條第一項の規定の例による。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（次項及び第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高齢者であるものに限る。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する。平成二十七年厚年経過措置政令第三十八條第三項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高齢者であるものに限る。）の受給権者（次項及び第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高齢者であるものに限る。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する。平成二十七年厚年経過措置政令第三十八條第三項の規定の例による。

附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八條第四項の規定の例による。

（併給年金の支給を受ける場合における改正前地共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）

第三十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第一項	第一項
改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職	厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職	厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職
改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び	適用する改正後厚生年金保険法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとす。以下この項及び次項において同じ。）第四十六条第一項及び	適用する改正後厚生年金保険法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとす。以下この項及び次項において同じ。）第四十六条第一項及び
は、改正後厚生年金保険法	は、適用する改正後厚生年金保険法	は、適用する改正後厚生年金保険法
老齢厚生年金等の額の合計額	退職共済年金の額と他の年金との合計額（当該退職共済年金の（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十条の規定で定める年金たる給付の額と他の法令の規定で定めるものに相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加給年金額及び第四十条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を	退職共済年金の額と他の年金との合計額（当該退職共済年金の（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額と他の法令の規定で定めるものに相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項

<p>改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>当該老齢厚生年金の額（第四十当該退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七四条第一項に規定する加給年金十九号第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第四十四号の三第四項に共済法第二百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を規定する加算額を除く。以下この項において同じ）</p> <p>有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	<p>改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>当該老齢厚生年金の額（第四十当該退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七四条第一項に規定する加給年金十九号第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第四十四号の三第四項に共済法第二百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を規定する加算額を除く。以下この項において同じ）</p> <p>有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法</p>
---	---

- 2 組合が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により同項に規定する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の支給の停止を行う場合には、改正後厚生年金保険法第二百二条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金令第三十三条の六第一項に定める額とする。
- 4 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚生年金令第三十三条の六第二項に定める額とする。
- 5 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。
- 一 改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金
 - 二 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
 - 三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）老齢年金及び通算老齢年金
 - 四 平成二十七年厚生経過措置政令第四十条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付
- 6 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第三十八号第一項において準用する場合を含む。次項及び第三十七号第一項において同じ。）の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 厚生年金保険法第四十四条第一項
 - 二 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
 - 三 なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八号第一項
 - 四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下この号及び次項第一号において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第三十八条第一項

- 7 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項（平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する場合を含む。）
 - 二 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項
 - 三 なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八号の二第四項
- 8 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する改正後厚生年金保険法第四十六条及び平成二十四年一元化法附則第十三条の規定は、適用しない。
- 第三十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金については平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十五条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項の規定による老齢厚生年金</p> <p>附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。以下この項において同じ。）第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。）</p> <p>改正前国共済法の規定による老齢厚生年金その他の老齢又は退職による退職共済年金その他の退職</p> <p>厚生年金保険法附則第十一号</p>	<p>適用厚年法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。）附則第十一条第一項</p> <p>同項</p> <p>の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特別加算額を除く。以下この項において同じ）</p> <p>と老齢厚生年金等の額の合計額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の合計額（附則第八号のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及び</p>
--	--

<p>年金の額と被用者年金なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例制度の一元化等を図る加算額を除く。以下この項において同じ。）と平成二十七年経過措置政令のための厚生年金保険法第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則の一部を改正する法則第三十七條第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條（平成二十四年法律第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう）第六十三号）附則第十五條第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。</p>	<p>当該老齢厚生年金 当該退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金 適用厚年法</p>	<p>当該老齢厚生年金 当該退職共済年金</p>	<p>第三項 国家公務員共済組合の組合員若しくは厚生年金保険法附則第十一條第一項</p>	<p>第二項 組合が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用する適用厚年法附則第十一條第一項の規定により改正前地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百條の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。</p>
---	------------------------------	---------------------------	------------------------------	--	--

(退職共済年金の受給権者であつて改正後厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例)

第三十八條 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八條の規定による退職共済年金の受給権者であつて改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金、旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金並びに平成二十七年厚年経過措置政令第四十五條第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについては、第三十五條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定を準用する。

2 前項の場合において、第三十五條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第二項の規定は、前項に規定する受給権者（平成二十七年厚年経過措置政令第四十五條第一項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）が継続第三号厚生年金被保険者である場合について準用する。（準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項に規定する政令で定める規定）

第三十九條 第三十六條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項（第四十一條第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四十五條第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。））において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める規定は、適用する改正後厚生年金保険法第四十六條第一項の規定、適用厚年法附則第十一條第一項、第十一條の二第一項、第二項及び第四項、第十一條の六第一項及び第六項から第八項まで並びに第十三條の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定、適用する平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するもの）とされた平成六年国民年金等改正法をい、第十七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。第四十五條において同じ。）附則第二十一條第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するもの）とされた改正後平成六年国民年金等改正法をい、第十七條第一項の規定により読み替へられたものとする。以下この項及び第四十五條において同じ。）附則第二十二條において読み替へて準用する場合を含む。）の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四條第四項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定とする。

2 第三十六條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平成二十七年厚年経過措置政令第四十九條第二項の規定の例により算定した額とする。（準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定の適用範囲）

第四十條 第三十六條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第二項の規定は、第三十六條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五條第一項に規定する受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限り、適用する。

(改正前地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の適用厚年法の規定による支給停止に関する特例)

第四十一條 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十六條第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限

一 厚生年金保険の被保険者（第三号厚生年金被保険者に限る。）であつて施行日前から引き続き地方公務員共済組合の組合員であるもの（以下「継続第三号厚生年金被保険者」という。）

二 地方公務員共済組合の組合員たる改正後厚生年金保険法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者

る。)であるものについて同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する適用厚年法附則第十一条並びに適用厚年法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第一項の規定の例による。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合(同項に規定する受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限る。)について準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用厚年法附則第十一条の二第一項から第四項まで並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第二項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十六条第三項に規定する年金たる給付(第四十三条第四項において「特例による老齢厚生年金」という。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。)であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第四項の規定の例による。

4 前条第一項に規定する受給権者(継続被保険者等であつて、障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であるものに限る。次項において同じ。)について前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により退職共済年金の支給が停止される場合を除く。)には、前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

2 前条第一項に規定する受給権者について同項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十条の六第一項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。)には、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を適用した場合には、前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

(改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例)

4 第三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて第三十六条第三項に規定する年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて適用厚年法附則第十三条の六(第三項を除く。)の規定を適用する場合における同条の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合(同項に規定する受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限る。)について準用する。この場合における第三十六条第一項の規定により読み替えられた適用厚年法附則第十三条の六の規定を適用する場合における平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用厚年法附則第十三条の六(第三項を除く。)の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて第三十六条第三項に規定する年金たる給付(特例による老齢厚生年金に限る。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達していないものに限る。)であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

4 前条第一項に規定する受給権者(継続被保険者等であつて、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。)については、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第六項の規定は、適用しない。

(改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の適用する平成六年国民年金等改正法等の規定による支給停止に関する特例)

4 第三十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であつて第三十六条第三項に規定する年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて適用する平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一项まで及び第十四項の規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五条第一項の規定の例による。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用する平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一项まで及び第十四項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

(旧地共済法による給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定)

4 第四十六条 旧地共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定並びに平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。(旧地共済法による年金である給付の支給の停止に係る改正後厚生年金保険法等の規定の読替え等)

4 第四十七条 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)が施行日に地方公務員共済組合の組合員である場合は、施行日以後に地方公務員共済組合

<p>第 一 項</p> <p>老齢厚生年金の受給権者</p> <p>、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は</p> <p>当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p> <p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p> <p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p>	<p>の組合員となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第五項において「旧地共済法」という。）による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）</p> <p>第三号厚生年金被保険者（</p> <p>、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は</p> <p>当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p> <p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p> <p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第五項において「旧地共済法」という。）による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）</p> <p>第三号厚生年金被保険者（</p> <p>、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は</p> <p>当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p> <p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p> <p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p>
<p>第 二 項</p> <p>老齢厚生年金の受給権者</p> <p>、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は</p> <p>当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p> <p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p> <p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p>	<p>れた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第三条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という</p> <p>当該退職年金又は通算退職年金</p> <p>在職中支給基本額</p> <p>老齢厚生年金の全部（同旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の全部（当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という</p> <p>旧地共済法による退職年金又は通算退職年金</p> <p>（六十五歳以上である者に限る。）</p> <p>が施行日に地方公務員共済組合の組合員である場合又は施行日以後に地方公務員共済組合の組合員となつた場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときは「相当する額を除く。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に同じ政令で定める額を控除して得た額（一）と、同表第一項ただし書の項中「額に限る。」とあるのは「額に限る。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に同じ政令で定める額を控除して得た額（一）と、同表第一項ただし書の項中「額に限る。」とあるのは「額に限る。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に同じ政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする</p>
<p>第 三 項</p> <p>老齢厚生年金の受給権者</p> <p>、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は</p> <p>当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p> <p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p> <p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p>	<p>第 五 項</p> <p>老齢厚生年金の受給権者</p> <p>、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は</p> <p>当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p> <p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p> <p>老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ</p>

<p>第一項 老齢厚生年金の受給権者</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五項において「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）</p>
<p>第二項 被保険者</p>	<p>第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者</p>
<p>第三項 被保険者に限る</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員を除く</p>
<p>第四項 老齢厚生年金の額</p>	<p>当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四に規定する加算額を除く。以下この項において「停止対象年金額」という</p>
<p>第五項 老齢厚生年金の額</p>	<p>当該老齢厚生年金、減額退職年金又は通算退職年金</p>
<p>第六項 老齢厚生年金の全部</p>	<p>当該停止対象年金額に相当する額</p>
<p>第七項 老齢厚生年金の額</p>	<p>旧地共済法第七十五条第二項</p>

<p>第一項 老齢厚生年金の全部</p>	<p>されているものに限る。）の受給権者</p>
<p>第二項 老齢厚生年金の額</p>	<p>第三号厚生年金被保険者である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）</p>
<p>第三項 老齢厚生年金の額</p>	<p>当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金</p>
<p>第四項 老齢厚生年金の額</p>	<p>当該停止対象年金額に相当する額</p>
<p>第五項 老齢厚生年金の額</p>	<p>旧地共済法による退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日において第三号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に第三号厚生年金被保険者となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる平成六年国民年金等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第六項 老齢厚生年金</p>	<p>「なお効力を有する改正前地共済法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という）</p>
<p>第七項 老齢厚生年金の額</p>	<p>在職中支給基本額</p>

<p>ただし書</p>	<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）を除く。</p>	<p>附則第二項</p>	<p>第一項</p>	<p>旧地共済法第七十五条第二項</p>	<p>同法第三十六条第二項</p>	<p>5 前項の規定は、旧地共済法による減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日に第三号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に再び第三号厚生年金被保険者となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、前項の表附則第二十一条第一項の項中「相当する額を除く。」とあるのは「相当する額を除く。」から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額」とあるのは「額に限る。」から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ同号に掲げる額に相当する額から減ずる額として政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする。</p>
<p>附則第二項</p>	<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）を除く。</p>	<p>附則第二項</p>	<p>第一項</p>	<p>旧地共済法第七十五条第二項</p>	<p>同法第三十六条第二項</p>	<p>6 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等（国会議員又は地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）である場合又は施行日以後に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる平成六年国民年金等改正法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

<p>附則第二項</p>	<p>第一項</p>	<p>旧地共済法第七十五条第二項</p>	<p>同法第三十六条第二項</p>	<p>附則第二項</p>	<p>総報酬月額相当額（同法） 老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前年金額」という 加給年金額を除く。以下この項において同じ が同法 が厚生年金被保険者 当該退職年金又は減額退職年金 停止対象年金額 第一項 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金 旧地共済法第七十五条第二項</p>
<p>附則第二項</p>	<p>第一項</p>	<p>旧地共済法第七十五条第二項</p>	<p>同法第三十六条第二項</p>	<p>附則第二項</p>	<p>（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者である間の減額退職年金の支給の停止の特例）</p>

第四十八条 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金被保険法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額は、旧地共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法附則第三十条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。）に、当該減額退職年金の受給権者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

一 次に掲げる旧地共済法による減額退職年金の受給権者 ○・○四に当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであった旧地共済法による退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た率

イ 昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法による減額退職年金

ロ 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法による減額退職年金で昭和十五年七月一日以前に生まれた者が支給を受けるもの

ハ 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法による減額退職年金で旧地共済法附則第十八条の三第二項に規定する政令で定める者又は旧地共済法附則第十八条の四に規定する政令で定める者に該当した者が支給を受けるもの

（ロ）に掲げる旧地共済法による減額退職年金を除く。）

二 前号に掲げる者以外の旧地共済法による減額退職年金の受給権者 六十歳と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のなお効力

を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十五条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率

2 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じたお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に掲げる額に相当する額から減ずる額として政令で定める額は、旧地共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八号及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）に、当該減額退職年金の受給権者の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

（改正前地共済法による給付等の支給停止の特例）

第四十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける者に限る。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金又は障害共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給を停止する。

2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職年金又は通算退職年金の額のうち、その算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法附則第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八号及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

3 旧地共済法による減額退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該減額退職年金の額のうち、その算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法附則第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八号及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

4 旧地共済法による障害年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害年金の額のうち、その算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第八十七条の規定、なお効力を有する改正前地共済法第二十条の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八号の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第八十七条第一号及び第二号第二号に掲げる金額に相当する金額、同条第四項各号に掲げる金額のうちなお効力を有する改正前地共済法第二十五条第一号に掲げる金額に相当する金額並びになお効力を有する改正前地共済法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により算定した金額のうちなお効力を有する改正前地共済法第二十五条第一号に掲げる金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

第五十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金

のうち、なお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される金額の支給を停止する。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害共済年金のうち、これらの規定により加算される金額の支給を停止する。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額の支給を停止する。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の第二項第三号の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定の例によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に、一からなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に、一からなお効力を有する改正前地共済法附則第三十条の第二号の二の二十

5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十六条第五項の規定による減額後の額の支給を停止する。

第五十一条 第三十五条の規定は、旧地共済法による退職年金等の支給の停止に関する特例（併給年金の支給を受ける場合における旧地共済法による退職年金等の支給の停止に関する特例）
第五十二条 第三十五条の規定は、旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）について準用する。
第五十三条 第三十六条の規定は、旧地共済法による退職年金又は減額退職年金等の受給権者（六十五歳未満である者に限る。）について準用する。

第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例
（追加費用対象期間）

第五十三条 なお効力を有する改正前地共済法第十三条の二（なお効力を有する改正前地共済法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 なお効力を有する改正前地共済法第七号第一項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間（なお効力を有する改正前地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）に算入するものとされた期間

二 なお効力を有する改正前地共済法第七十八条に規定する沖繩の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間及びなお効力を有する改正前地共済法附則第七十二条の二第二項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間

三 なお効力を有する改正前地共済法第八十三条第一項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間（地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十二号）附則第一条第一項本文に規定する施行日前の期間に限る。）

四 なお効力を有する改正前地共済施行法第九十一条に規定する沖繩の共済法の規定により当該期間に算入された期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。）とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。）を上回るときは、名目手取り賃金変動率とする。

2 前項の規定にかかわらず、調整期間（改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。）における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率（厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十二条第二項において同じ。）とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）とする。

3 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（第五十八条第一項及び第六十七条第一項において「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（改正前地共済法による退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第五十五条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（改正前地共済法による退職共済年金の支給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第五十六条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（平成二十四年一元化法附則第九十一条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「改正後平成八年厚年法等改正法」という。）附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前地共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。以下同じ。）

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。第二百五十二条において同じ。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における改正前地共済法による退職共済年金の額の特例）

第五十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前地共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	とす。	と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
第二項	とす。	と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
第三項	の額	の額と併給年金の額との合計額
第四項	控除調整下限額、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額	相当する額を加えた額

第五十八条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいづれかが、控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定又はなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年

金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

3 第一項に規定する「控除対象年金」とは、次に掲げる年金のうち、当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間、地共済組合員等期間又は国の組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。）、国共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。）、若しくは旧適用法人施行日前期間（改正後平成八年厚年法等改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）のうちに追加費用対象期間（なお効力を有する改正前地共済法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前国共済法」という。）第三十条の二（なお効力を有する改正前国共済法第二十二條第一項（なお効力を有する改正前国共済法第二十三條第一項及び第四十八條第一項（なお効力を有する改正前国共済法第四十九條及び第五十條第一項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の一）に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）第一項に規定する追加費用対象期間又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第五十四条に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）があるものをいう。

二 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金（改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、当該改正前地共済法による職域加算額を含む。）

三 旧地共済法による年金である給付

四 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

五 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金（改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、当該改正前国共済法による職域加算額を含む。）

六 旧国共済法による年金である給付

4 第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

一 なお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二（なお効力を有する改正前地共済法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項又は第二項

二 なお効力を有する改正前昭和六十年改正法附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項及び第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若しくは第二項

三 平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項又は第二項

四 第八十四条第一項又は第二項

五 なお効力を有する改正前国共済法第十三条の四（なお効力を有する改正前国共済法第二十二條第一項（なお効力を有する改正前国共済法第二十三條第一項）において準用する場合を含む。）第二十三條第一項及び第四十八條第一項（なお効力を有する改正前国共済法第四十九條及び第五十條第一項）において準用する場合を含む。）

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲

げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国共済改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第五十七条の四第一項若しくは第二項

七 平成二十四年一元化法附則第四十八條第一項又は第二項

八 平成二十七年国共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項

九 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。次条において「平成二十七年国共済改正法」という。）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「改正後平成九年国共済経過措置政令」という。）第十七條の二の三、第十七條の三又は第十七條の四の一

第五十九條 第五十七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第十三條の二第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち遺族共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金」という。）並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち遺族共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金」という。）並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）についてなお効力を有する改正前地共済法第四十六条若しくは第九十九條の六、

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第四項若しくは第五項、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくははなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第四十六条第三項、なお効力を有する改正前国共済法第四十四条若しくは第九十三條、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第四項若しくはは第五項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくはは平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済改正法第二條の規定による改正前（昭和六十一年政令第五十六号）第四十七條又は改正後厚生年金保険法第六十条第三項若しくは第六十五條若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項若しくは第二項の規定（以下「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第五十七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第十三條の二の規定及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による退職共済年金の額の特例）

第六十條 なお効力を有する改正前地共済法第八十條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金について第十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合におけるなお効力を有する改正前地共済法

施行

施行

施行

法第十三条の二第二項及び第三項の規定並びに第五十八条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の額から新法第八十条第一項に規定する加給年金額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た額（）

なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第三項の額から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額

第五十八条第一項の額から加給年金額（改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額をいう。）に相当する額を控除した額が控除調整下限額

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該退職共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法による退職共済年金の額の特例）

第六十一条 共済控除期間等の期間（なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条第一項（なお効力を有する改正前地共済施行法第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する共済控除期間等の期間をいう。第六十四条及び第七十一条において同じ。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者及びなお効力を有する改正前地共済施行法第八十条から第十条までの規定の適用を受ける者に限る。）に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数から同条第一項（第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

第六十二条 なお効力を有する改正前地共済法第八十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてはなお効力を有する改正前地共済法第八十八条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは同項に規定する給付のうち障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又はなお効力を有する改正前地共済法第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二條の二（なお効力を有する改正前地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二條の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の額から新法第八十八条第一項に規定する加給年金額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た額	の額から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額
第三項が控除調整下限額	の額から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額
をもちて	をもちて

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の額を改定する。

（障害を併合しない場合における改正前地共済法による障害共済年金の額の特例）

第六十三条 なお効力を有する改正前地共済法第二十五条の十第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となった障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二條の二第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五条の十第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法による障害共済年金の額の特例）

第六十四条 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二條の二第二項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数から同条（第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三ヶ月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

第六十五条 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 改正前地共済法による職域加算額
- 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 旧地共済法による年金である給付
- 改正前地共済法による職域加算額
- 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付
- 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
- 旧国共済法による年金である給付
- 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例）

第六十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七條の二第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一とする。）と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額	の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額
第三の遺族共済年金の額	の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額
控除調整下限	相当する額を加えた額

第六十七条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七條の二第二項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七條の二第二項の規定による控

除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地
共済法第二十七条の二第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」とい
う。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、
前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二第一項の
規定及びなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二第二項の規定による控除後の平成
二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額（以下この項に
おいて「控除後遺族共済年金」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計
額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除後年金総額より少ないときは、前
条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二第三項の規
定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率
（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二第一項
に規定する控除前遺族共済年金額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から
控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）
を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に
規定する給付のうち遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合にお
ける前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定に
よる老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調
整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎
年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

3 第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

- 一 なお効力を有する改正前地共済法第十三条の二第二項又は第二項若しくは第三項又は
第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
第三項平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
- 二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は
第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
第三項平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
- 三 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は
第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
第三項平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
- 四 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は
第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
第三項平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
- 五 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は
第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
第三項平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
- 六 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項又は第二項
- 七 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四
の二

第六十八條 第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二十
七条の二第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加
算額のうち退職を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第六十
一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条のうち
退職共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金」という。）、旧国共
職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするものをいう。
以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、
平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金（以下「平成二十四年一元化法附
則第四十一条退職共済年金」という。）及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第
三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）、のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同
じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一
条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適
用される場合には、同項の規定を適用した後当該併給年金として支給を受けることとなる額を
当該併給年金の額とみなして、第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前
地共済法第二十七条の二の規定及び前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合における改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例）
第六十九條 なお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二に規定する遺族共済年金につ
いてなお効力を有する改正前地共済法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族共済年

金の額は、なお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二の規定にかかわらず、支給権者
である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されること
となる平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額に相
当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、
次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の額	の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
第三項の遺族共済年金の額	の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
をもつて	に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、平成二十四
年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。
（妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による遺
族共済年金の額の特例）

第七十條 なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の三又はなお効力を有する改正前昭和六十
年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算額（これらの規定により加算する金額を
いう。）が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共
済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であ
つた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、
改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給
を受けることができる場合若しくはなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十
一条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定す
る給付のうち遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基
礎年金、旧国民年金法（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法を
いう。第百三十六條において同じ。）の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正
法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることがで
きる場合におけるなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二第一項及び第三項の規定
並びに第六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改	の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法
正前地共済法第二十	等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年
七条の二第一項	金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する
	法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法に
	よる長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令
	第三百四十七号）第七十条第一項に規定する加算額（第三項にお
	いて「加算額」という。）を控除して得た
なお効力を有する改	から加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限額
正前地共済法第二十	
七条の二第三項	

を	を
もつ	もつ
に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて	に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて
を	を
もつ	もつ
に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて	に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて

第六十七條 第六十七條第一項に規定する加算額に相当する額を控除した額が
調整下限額

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を受け
る者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、
当該遺族共済年金の額を改定する。
(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法によ
る遺族共済年金の額の特例)

第七十一条 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間が二十五年以上である者に限る。)の
遺族に対するなお効力を有する改正前地共済法第二十七条の二第一項の規定の適用について
は、同項中「月数」とあるのは、「月数から前条(第八十四条の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)に規定する共済控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三
百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を控除した月数」とする。
(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年
金の支給を受けている場合における年金の額の特例)

第七十二条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により旧地
共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付
のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十七条第一項
の規定により旧国共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項
に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正
法附則第十条第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十一項第四項又は
昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第六
十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項
に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号
厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金の支給を受けていることができる
場合における第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第十
三条の二第一項及び第三項並びに第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正
前地共済法第二十七条の二第一項の規定並びに第五十八条第一項及び第六十七条第一項の規
定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句とする。

第五十七條の二の額(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律 第八八号)第一条の規定による改正前の新法(第三項において「昭和六十年 改正法による改正前の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金 若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年 金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相 当する額とする。第三項において同じ。)	の額の二分の一に相当する額()
第五十七條の二の額(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律 第八八号)第一条の規定による改正前の新法(第三項において「昭和六十年 改正法による改正前の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金 若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年 金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相 当する額とする。第三項において同じ。)	の額の二分の一に相当する額()

する改正前地相
当額に二を乗じて得た
十三條の二第
三項

第六十六條の額
と
規定により読
み替えられた
なお効力を有
する改正前地
共済法第二
十七條の二
第一項

第五十八條第
一項
と
いう。)の二分の一に相当する額と
いう。)との

第六十七條第 一項 と 併給する額に二を乗じて得た	併給する額に二を乗じて得た
第六十七條第 一項 と 併給する額に二を乗じて得た	併給する額に二を乗じて得た

旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）

控除 除控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を

後年 額を

金総

第七十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号。以下「平成十六年地共済改正法」という。）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十九条の二の規定により遺族共済年金の額が算定される場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第百四条第一項」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の新法第九十九条の二第一項及び第二項、第九十九条の三並びに第百四条第一項」とする。

2 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前平成十六年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第九十九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金法等改正法」という。附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定による給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この項において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を受けて受けることができる場合における第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項及び第三項並びに第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定並びに第五十八条第一項及び第六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に相当する。

第五十七條の額（の額）の額（改正前地共済法による職域加算額）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。以下同じ。）のうち死亡を支

る改正前地共済施行法第十三条の二第一項

給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。））に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の新法（以下「昭和六十年改正法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）

給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。））に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の新法（以下「昭和六十年改正法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）

第五十七條と併給年の規定による額（の額）の額（改正前地共済法による職域加算額）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。以下同じ。）のうち死亡を支

<p>られたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第三項</p>	<p>の額の三分の二に相当する額</p>	<p>第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項</p>	<p>第六十六条の規定による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)との</p>
<p>第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第三項</p>	<p>の額の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>第六十六条の規定による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち</p>	<p>新法第九十九条の二(附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によること及び第二項、第九十九条の三並びに第四百四条第一項、新法第九十九条の三並びに新法第四百四条第一項)</p>
<p>第六十七條の二(附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によること及び第二項、第九十九条の三並びに第四百四条第一項、新法第九十九条の三並びに新法第四百四条第一項)</p>	<p>遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。</p>	<p>第七十四條 前条第二項に規定する者であつて追加費用対象期間を有するものに対するなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「並びに前条並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)附則第七十二条の三第二項」とする。</p>	<p>第七十五條 なお効力を有する改正前地共済施行法第八十九条各号に掲げる者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合員(なお効力を有する改正前地共済施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員をいう。)であるものとみなして、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二、第二十二條の二及び第二十七條の二の規定を適用する。</p>
<p>第七十六條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第七十七條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第七十八條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第七十九條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p>

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の受給権者が支給を受けることができずる年金である給付）

第七十七條

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

- 一 改正前地共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 四 旧地共済法による年金である給付
- 五 改正前国共済法による職域加算額
- 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
- 八 旧国共済法による年金である給付
- 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例）

第七十八條 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項	第二とする。	第四項において同じ。	の額との合計額
第四が控除調整下限額	併給年金の額と併給年金の額との合計額が控除調整下限額		
控除調整下限額	当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額		

第七十九條

前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第三項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八條第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定に規定する併給年金の額に控除調整下限額を加えた額とする。

改正法附則第二十一条第三項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と第五十八條第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する控除調整下限額（以下この項において「控除調整下限額」という。）より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第四項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第二項の規定又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第三項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額と第五十八條第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」ととする。

第八十條

第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条の規定及び前条の規定を適用する。（退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職共済年金の額の特例）

第八十一條

共済控除期間等の期間（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間）となお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この条において同じ。を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、一月数から共済控除期間等の期間（附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。）の月数を控除した月数」とする。

第八十二條

なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項又は第三項の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（公務等による障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金をいう。第百七十七條第二項及び第百四十四条第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元

化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは、「が控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」と、「控除調整下限額」とあるのは、「当該控除した額」とする。

（退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る障害共済年金の額の特例）

第八十三条 共済控除期間等の期間を有する者に対する前条第一項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数から共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から百二十月（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、二百四十月）を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（遺族共済年金のみなし従前額の特例）

第八十四条 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第三十一条第一項の規定又はなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（公務等による遺族共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金をいう。第百四十四条第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額をそれぞれ加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあっては、当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは、「が控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」と、「控除調整下限額」とあるのは、「当該控除した額」とする。

5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が改正

前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金を除く。）平成二十四年一元化法附則第六十五条年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金若しくは旧国共済法による年金である給付又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）の支給を併せて受けることができる場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	とする。）と併給年金（第五項に規定する年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
第三項	とする。）と併給年金（第五項に規定する年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
第三項の額の額	当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第八十五条 前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び前条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいづれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び前条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは、「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から同法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

第八十六条 第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第七十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに前条の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合におけるみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の額の特例)
第八十七條 第八十四條第一項に規定する遺族共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法第四十六條の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、第八十四條の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の額 (の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額)
第三項の遺族共済年金の額 (の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額をもつて)
に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数が増減を生じたときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。
(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係るみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の額の特例)
第八十八條 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間が二百四十月を超えるものに限る。)の遺族に対する第八十四條第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から共済控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。
(改正前昭和六十年地共済改正法の規定により退職年金とみなされた退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合等における年金の額の特例)

第八十九條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十條第五項の規定により退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第五項の規定により旧国共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十條第四項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第四項の規定又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六條第五項の規定により旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定並びに第七十九條第一項の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び第八十五條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十八條の規定に退職共済年金の額の二分の一に相当する額(より読み替えられた年金)
なお効力を有する改(の額)
正前昭和六十年地共(の額(退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)改正法附則第二十一条第二項
の額)の額(退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において同じ。)

第七十八條の規定に併給の二分の一に相当する額と併給年金
より読み替えられた年金
なお効力を有する改相当す
正前昭和六十年地共相当する額に二を乗じて得た
濟改正法附則第二十一条第四項
第七十九條第一項
という(の二分の一に相当する額と

適用後の併給年金の額(旧地共済法による退職年金、減額退職年金若金の併給ししくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若金の併給ししくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。)
控除後控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との
年金総合計額を
相当する額に二を乗じて得た

第八十四條第五項の額との
規定により読み替えられた同条第一項
額(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ)との
適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。)

第八十五條第一項
適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。)

第九十條 平成十六年地共済改正法附則第十七條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六條の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四條の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法附則第四十四條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八條の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する

第七十八條の規定に退職共済年金の額の二分の一に相当する額(より読み替えられた年金)
なお効力を有する改(の額)
正前昭和六十年地共(の額(退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)改正法附則第二十一条第二項
の額)の額(退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において同じ。)

給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この項において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定並びに第七十九条第一項の規定、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十八条の退職共済年金の額の二分の一に相当する額（

規定により読み替えられた年金
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項

（の）の額（改正前地共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による給付（以下「第二号厚生年金」という。）に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員

第七十八条のと併
規定により読み替えられた年金
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第四項
第七十九条第一項

適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）

控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を
控除後
年金総額を
相当する額に二を乗じて得た

第八十四条第一項の規定により読み替えられた同条第一項の額の三分の二に相当する額（
（の）の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する給付のうち旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）

<p>第八十四条第と併の三分の二に相当する額と併給年金五項の規定に給年より読み替え金なられた同条第相当する額に二分の三を乗じて得た</p>	<p>第三項</p>	<p>第八十五条第といとう)に三分の二を乗じて得た額と</p>	<p>適用適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化併給法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化の額)法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。</p>	<p>控除控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>	<p>後年金総額を</p>	<p>相当する額に二分の三を乗じて得た</p>	<p>(退職年金又は減額退職年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額) 第九十一条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十三條第四項、第四十四條第五項、第四十五條第三項、第六十三條第四項、第六十四條第四項、第六十六條第三項、第七十二條第四項、第七十三條第四項、第七十五條第三項、第八十六條第四項、第八十七條第五項又は第九十八條第一項の規定により算定した退職年金又は減額退職年金の額を、その額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数で除して得た額に追加費用対象期間の年数(共済控除期間等の期間を有する者)に於ては、共済控除期間等の期間の年数を控除した年数)を乗じて得た額とする。 (退職年金又は減額退職年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付) 第九十二条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第六項(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務(改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。 一 改正前地共済法による職域加算額 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。) 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金 四 旧地共済法による年金である給付 五 改正前国共済法による職域加算額 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付</p>
---	------------	---------------------------------	--	--	---------------	-------------------------	---

<p>七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金 八 旧国共済法による年金である給付 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)</p>	<p>(併給年金の支給を受けることができる場合における退職年金又は減額退職年金の額の特例) 第九十三条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項、第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一項 限額 第三項(第五項において準用する場合を含む。) 限額 第四項 限額</p>	<p>が控除調整下と併給年金(第六項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項(第五項において準用する場合を含む。))及び第四項において同じ。の額との合計額が控除調整下限額 第三項(第五項において準用する場合を含む。) 限額 第四項 限額 第四項 限額 第九十四条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第四項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第五項において準用する同条第二項の規定(以下この項において「退職年金額等控除規定」と総称する。)による控除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。))のいずれかが、第五十八條第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。であつて、退職年金額等控除規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額(以下この項において「控除後退職年金額」という。)と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金総額」という。))が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、控除後退職年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する控除前退職年金等の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する退職年金額等控除規定による退職年金又は減額退職年金の控除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって退職年金又は減額退職年金の額とする。</p>	<p>2 前項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。 一 なお効力を有する改正前地共済法附則第十三条の二第一項若しくは第二項又は第二十七条の二第一項若しくは第二項 二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第九十八条の二第一項、第二項(同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若しくは第二項</p>
--	---	---	---	---

三 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項若しくは第二項又は第七十四条第一項若しくは第二項
 四 第八十四条第一項又は第二項
 五 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項又は第十三条の四第一項若しくは第二項
 六 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第五十七條の四第一項若しくは第二項
 七 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項
 八 平成二十七年国共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項
 九 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四の二
第九十五条 第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特別規定が適用される場合には、遺族支給特別規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二の規定及び前条の規定を適用する。
 （追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職年金又は減額退職年金の額の特例）
第九十六条 共済控除期間等の期間を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「年数」とあるのは、「年数から共済控除期間等の期間（附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。）の年数（組合員期間の年数が四十年を超えるときは、共済控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数）を控除した年数」とする。
 （追加費用対象期間を有する者に係る退職年金等の額の特例）
第九十七条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十四条第三項、第八十六条第二項及び第八十七条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十三条第二項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六十三条第二項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六十三条第二項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十三条第二項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十二条第二項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八十二条第三項、第八十三条第三項、第九十一条第四項、第九十五条並びに第九十七条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第六十四条第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される退職年金又は減額退職年金に係るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項及び第四項の規定並びに第九十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する附則第四十条改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項及び第二項（附則第六十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（附則第六十六条第一項及び第二項（附則第六十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項）</p>	<p>附則第四十三條第一項及び第二項（附則第四十四條第三項、附則第八十六條第二項及び附則第八十七條第三項において準用する場合を含む。） 附則第六十三條第一項及び第二項（附則第六十四條第二項において準用する場合を含む。） 附則第七十條第一項及び第二項（附則第七十三條第二項において準用する場合を含む。） 附則第九十一條第四項、附則第九十七條第一項、附則第一百五條第一項並びに附則第一百七條第一項</p>
<p>附則第七十条改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第四項</p>	<p>附則第七十五條第三項、附則第八十二條第三項、附則第八十三條第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項</p>	<p>前条第一項、附則第一百五條第二項若しくは附則第一百七條第二項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第六十三條第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第一項においてその例による場合を含む。）</p>
<p>第九十一条</p>	<p>第七十五條第七十五條第三項、第八十二條第三項、第八十三條第三項</p>
<p>第九十一条</p>	<p>第九十條、第九十八條第一項、第一百五條第二項若しくは第七條第二項又は第八條第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三條第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第一項においてその例による場合を含む。）</p>
<p>第九十一条</p>	<p>第九十條（障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額） 第九十八條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第六項、第六十七條第四項、第七十六條第四項又は第九十八條第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（共済控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害年金については、二十年）を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を乗じて得た額とする。 （追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例） 第九十九條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第二項第一号に掲げる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。 第一百條 障害年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例（併給年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例）</p>
<p>第九十一条</p>	<p>第九十條（障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額） 第九十八條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第六項、第六十七條第四項、第七十六條第四項又は第九十八條第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（共済控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害年金については、二十年）を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を乗じて得た額とする。 （追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例） 第九十九條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第二項第一号に掲げる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。 第一百條 障害年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例（併給年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例）</p>
<p>第九十一条</p>	<p>第九十條（障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額） 第九十八條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第六項、第六十七條第四項、第七十六條第四項又は第九十八條第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（共済控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害年金については、二十年）を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を乗じて得た額とする。 （追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例） 第九十九條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第二項第一号に掲げる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。 第一百條 障害年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例（併給年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例）</p>
<p>第九十一条</p>	<p>第九十條（障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額） 第九十八條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第六項、第六十七條第四項、第七十六條第四項又は第九十八條第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（共済控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害年金については、二十年）を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を乗じて得た額とする。 （追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例） 第九十九條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第二項第一号に掲げる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。 第一百條 障害年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例（併給年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例）</p>

及び第二項の規定並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済
改正法附則第九十八條の二第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有
する改正前昭和六十年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

附則第九十八條の二第一項	の額と第三項において準用する前条第六項に規定する政令で定める年金 である給付(次項において「併給年金」という。)の額との合計額
附則第九十八條の二第二項	の額と併給年金の額との合計額が
附則第九十八條の二第三項	の額と併給年金の額との合計額が

第九十八條 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則
第九十八條の三第一項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十
年地共済改正法附則第九十八條の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十
年地共済改正法附則第九十八條の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有
する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第二項及び前条の規定により読み替えら
れたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第三項において準用す
るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の二第二項の規定(以下この
条において「障害年金控除規定」と総称する。)による控除が行われる場合(当該控除に係る
前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八
條の三第一項に規定する併給年金(以下この条において「併給年金」という。)のいずれかが、
第五十八條第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であつて、障害年金控除規定
による控除後の障害年金の額(以下この条において「控除後障害年金」という。)と第五十八
條第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この条において
「控除後年金総額」という。)が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えら
れたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第三項において準用す
るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の二第三項の規定にかかわら
ず、控除後障害年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定によ
り読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第一項に
規定する障害年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金
総額を控除した額に相当する額を加えた額をもって障害年金の額とする)を
乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって障害年金の額とする。

第九十九條 第九十八條の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附
則第九十八條の二第三項に規定する併給年金(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法
附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五
條遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十
四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族共済年金、平成二十
四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族共済年金及び通算遺族年金並
びに改正厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限
る。))のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において併給)について遺族支給特別規定が適用
される場合には、遺族支給特別規定を適用した後、当該併給年金として支給を受けることとなる

額を当該併給年金の額とみなして、第九十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前
昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三の規定及び前条の規定を適用する。
(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る障害年金の額の特例)
第三十條 共済控除期間等の期間を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改
正法附則第九十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「年数」とあるのは、「年数
から共済控除期間等の期間(附則第四十四條第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八
十七條第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。)
の年数(その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるとき(組合員期間の年数
が四十年を超える場合を除く。))はその控除した年数とし、組合員期間の年数が四十年を超える
ときは共済控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数(当該年数が三十年を超える場
合には、三十年)とする。」を控除した年数とする。
(追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の額の特例)
第四十條 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八條第三項(同条第二項に
係る部分に限る。)の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十
三條第一項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第一項におい
てその例による場合を含む。)の規定によりその額が算定される障害年金に係るなお効力を有す
る改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の三第一項及び第二項の規定並びに第九十八條
の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句とする。

第九十八條の三第一項	なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第一項においてその例による場合を含む。
第九十八條の三第二項	なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第一項においてその例による場合を含む。
第九十八條の三第三項	なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第一項においてその例による場合を含む。

第九十九條 第九十八條の三第三項に規定する併給年金(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法
附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五
條遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十
四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族共済年金、平成二十
四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族共済年金及び通算遺族年金並
びに改正厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限
る。))のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において併給)について遺族支給特別規定が適用
される場合には、遺族支給特別規定を適用した後、当該併給年金として支給を受けることとなる

第五十條 (遺族年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額)
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の四第二項に規定する
政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則
第五十六條、第六十八條第二項、第六十九條第三項、第七十七條第二項、第七十八條第三項、第
八十四條第三項、第八十八條第三項又は第九十八條第二項若しくは第三項の規定により算定した
遺族年金の額を組合員期間の年数(当該年数が十年未満であるときは、十年)で除して得た額に
追加費用対象期間の年数(組合員期間が二十年以上の場合であつて共済控除期間等の期間がある

ときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数を控除した年数)を乗じて得た額とする。

追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の算定の基礎となる組合員期間の特例) 第六十条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条第一項第三号に掲げる遺族年金(その額の算定の基礎となった組合員期間の年数が十年以下であるものに限る。)の支給を受ける場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第

一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。(遺族年金の支給権者が支給を受けることができる年金である給付) 第七十条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金であつて、公務(改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。) 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金 四 旧地共済法による年金である給付 五 改正前地共済法による職域加算額 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付 七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金 八 旧国共済法による年金である給付 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)

(併給年金の支給を受けることができる場合における遺族年金の額の特例) 第八十条 遺族年金の支給権者が前条に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項及び第二項並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九十八(の)額	の額と第三項において準用する附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付(次項において「併給年金」という。)の額との合計額
附則第九十八(の)額	の額と第三項において準用する附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付(次項において「併給年金」という。)の額との合計額
附則第九十八(の)額	の額と第三項において準用する附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付(次項において「併給年金」という。)の額との合計額
附則第九十八(の)額	の額と第三項において準用する附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付(次項において「併給年金」という。)の額との合計額

控除調、当該控除後の遺族年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第九十九条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第二項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定(以下この項において「遺族年金額控除規定」と総称する。)による控除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。)のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であつて、遺族年金額控除規定による控除後の遺族年金の額(以下この項において「控除後遺族年金額」という。)と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金総額」という。)

が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定する遺族年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する遺族年金額控除規定による遺族年金の控除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって遺族年金の額とする。 2 前項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

- 一 なお効力を有する改正前地共済法第十三条の二第一項又は第二項 二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第九十八条の二第二項、第二項(同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若しくは第二項 三 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項 四 なお効力を有する改正前地共済法第十三条の二第二項又は第二項 五 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第五十七条の二第一項、第二項(同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第五十七條の四第一項若しくは第二項 六 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項又は第二項 七 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四の二

(遺族年金と併せて支給を受けることができる退職共済年金の額の特例)

第一百条 第八十条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項に規定する併給年金(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。))のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について第十七条第一項の規定により

読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後、当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第九十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四の規定及び前条の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合における遺族年金の額の特例)

第九十一条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四第一項に規定する遺族年金についてなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四第三項の規定を適用するとし、たならば算定されることとなる遺族年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九十一条の四第一項	(の額)	の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
附則第九十一条の四第三項において準用する附則第九十一条の四第一項	の額が	を受給権者である遺族の人数で除して得た金額が
第九十一条の二第三項	をもつて	に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数が増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

(扶養加給額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族年金の額の特例)

第九十二条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十二条の規定により扶養加給額(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十二条第三項に規定する扶養加給額をいう。)が加算された遺族年金についてその受給権者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について旧厚生年金保険法、旧船員保険法又は旧地共済法による遺族年金の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十二条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十二条の二第三項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十二条の四第一項の規定並びに第九十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十二条の二第三項	の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。)	第四十六条第三項に規定する扶養加給額に相当する額を控除した額が控除調整下限額
------------	---	--

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四第一項

第九十一条第一項	の額からなお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額を控除して得た額	をもちに当該扶養加給額に相当する額を加えた額をもつて
----------	---	----------------------------

2 遺族年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき、又は該当しないこととなつたときは、当該遺族年金の額を改定する。

第九十三条 共済控除期間等の期間を有する者の遺族に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「年数を」とあるのは、「年数から共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。)」の年数(組合員期間の年数を超えるときは、共済控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数とする。)を控除した年数とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の額の特例)

第九十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十八条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第七十条第二項、第七十一条第二項、第七十二条第二項、第七十三条第二項及び第八十一条第二項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十三条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十八条第一項及び第三項、第五十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項並びに第七十一条第一項及び第三項の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第六十三条第二項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第二項においてその例による場合を含む。)の規定によりその額が算定される遺族年金に係るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十一条の四第一項及び第二項の規定並びに第九十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十一条	の額からなお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額を控除して得た額	をもちに当該扶養加給額に相当する額を加えた額をもつて
第九十二条	の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。)	第四十六条第三項に規定する扶養加給額に相当する額を控除した額が控除調整下限額

<p>なお効附則第六十八條附則第五十八條第三項、附則第六十八條第二項、力有第二項、附則第六十九條第三項、附則第七十條第三項、附則第七十七條第二項、正昭附則第七十七條、附則第七十八條第三項、附則第七十九條第三項、和六十第二項、附則第七十八條第三項</p>	<p>又は附則第九十若しくは附則第九十八條第二項若しくは第三項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四法律第六十三号）附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第六十三條第二項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第二項においてその例による場合を含む。）</p>	<p>又は附則第九十若しくは附則第九十八條第二項若しくは第三項又はなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三條第二項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四條第二項においてその例による場合を含む。）</p>	<p>第七十八條第三項、第七十九條第三項、第七十七條第二項、第七十八條第三項、第七十九條第三項、第七十七條第二項、第七十八條第三項、第七十九條第三項、第七十七條第二項、第七十八條第三項、第七十九條第三項</p>	<p>（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法の規定により退職年金、減額退職年金又は通算退職年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例） 第百十五條 旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第十條第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第十一條第四項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第六十六條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七條の二第一項の規定、第九十三條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第九十八條の二第一項、第三項及び第四項の規定、第三百三十三條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四條第一項の規定並びに第六十七條第一項、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項並びに第八十五條第一項、第九十四條及び第三百三十四條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第六十六條額と</p>	<p>第九十三條とい</p>	<p>第九十三條とい</p>	<p>第九十三條とい</p>	<p>第九十三條と併</p>

<p>効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第九十八条の二第三項</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>第九十三条と併の規定により給年額に読み替え金</p>	<p>の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>	<p>第六十七条第一項</p>	<p>適用後の併給年金の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち併給退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第八十四条第五項の規</p>	<p>控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>	<p>第八十四条第五項の規 み替えられ</p>	<p>規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共</p>
<p>た同条第一項</p>	<p>第九十四条の二に相当する額と</p>	<p>第九十四条の二に相当する額と</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第九十四条の二に相当する額と</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第九十四条の二に相当する額と</p>	<p>控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>	<p>第九十四条の二に相当する額と</p>	<p>規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>

第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等

(退職等年金給付の受給権者が改正前地共済法による職域加算額等の支給を受けることができる場合の併給の調整に関する経過措置)

第百十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第三項において改正後地共済法第八十条第二項から第五項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 4 columns: Item (第二前項, 第二項, 第三項, 第四項), Description (e.g., 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律), and Reference (e.g., 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項).

第八十組員期間
七条第一項第一号
第九十障害共済年金を
第九十公務等によらない障害共済年金(障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ)。

Table with 4 columns: Item (第九十障害共済年金, 第九十公務等によらない障害共済年金), Description (e.g., 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(初診日が第三号厚生年金被保険者期間にあるもの)に限り、その権利を取得した当時から引き続き障害等級の二級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。次項において同じ。を), and Reference (e.g., 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二).

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	年三・二パーセント
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	年三・二パーセント
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	年二・二パーセント
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	年二・六パーセント
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	年一・七パーセント
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	年二・四パーセント
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	年二・八パーセント
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	年三・一パーセント
平成三十年四月から令和二年三月まで	年一・七パーセント
令和二年四月から令和五年三月まで	年一・六パーセント
令和五年四月から令和八年三月まで	年一・七パーセント
令和八年四月から令和十一年三月まで	年二・一パーセント
令和十一年四月から令和十四年三月まで	年二・一パーセント

2 平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項又は第六十四条第一項前段若しくは第二項前段の規定により返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しない。

第四節 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例

(追加費用対象期間の算入に関する法令の規定)
第百十九條 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、なお効力を有する改正前地共済施行法及びこれに基づき又はこれを実施するための命令の規定でなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二に規定する追加費用対象期間の組合員期間への算入に関するものとする。

(地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用)
第百二十條 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の支給については、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金を、それぞれ第三号厚生年金被保険者期間又は改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の規定を適用する。

(控除期間等の期間を有する者で国民年金法による老齢基礎年金が支給されるものに係る退職共済年金の額の特例)
第百二十一條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち、平成二十四年一元化法附則第六十九條第一項第一号に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。)の月数
 二 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第百二十二條 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、当該年度に

おける物価変動率とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率とする。
 2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)とする。

3 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する控除調整下限額(以下「控除調整下限額」という。)に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。
 (平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額)

第百二十三條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。)の月数
 二 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数
 (平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付)

第百二十四條 平成二十四年一元化法附則第七十二条第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務(改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

- 一 改正前地共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。)
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 四 旧地共済法による年金である給付
- 五 改正前国共済法による職域加算額
- 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
- 八 旧国共済法による年金である給付
- 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)

(併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額の特例)
第百二十五條 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者(なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者(平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。)を除く。)が前条に規定する年金である給付の支給

を併せて受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	正前地共済法による職域加算額	と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額とする。）
第二項	、附則第六十五条第一項	、附則第六十五条第一項及び第六十九條
第三項	同項	これら
第四項	、控除調整下限額	、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第二百二十六条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八條第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と第五十八條第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額と第七十八條第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

第二百二十七条 第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条の規定及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の特例）

第二百二十八条 厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金について第七十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項の規定並びに第二百二十六条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年一元化の額（法附則第七十二条第一項）	の額から厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額（第三項において「加給年金額相当額」という。）を控除して得た額（附則第六、附則第六十五条第一項及び第六十九條
同項	これら
、附則第六、附則第六十五条第一項及び第六十九條	これら
十五條第一項	に当該加給年金額相当額を加えた額をもって
、附則第六、附則第六十五条第一項及び第六十九條	に当該加給年金額相当額を加えた額をもって
十五條第一項	に当該加給年金額相当額を加えた額をもって
十五條第一項	に当該加給年金額相当額を加えた額をもって

第二百二十九条 控除期間等の期間（平成二十四年一元化法附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間をいう。以下同じ。）を有する者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「、附則第六十五条第一項」とあるのは「、附則第六十五条第一項及び第六十九條」と、「同項」とあるのは「これら」と、「月数」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金の特例）

第二百三十条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金について改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同項の規定によりその者について加算が行われることとなる配偶者が老齢厚生年金（その年金額の算定の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）を有する者（国民年金法による障害基礎年金又は厚生年金保険法施行令第三条の七各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一 障害共済年金の額から改正後厚生年金保険法の規定を適用したならば改正後厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額(第三項において「加給年金額相当額」という。)を控除して得た額(は、同項は、附則第六十五条第一項及び第六十九条同項の規定によりこれらの規定により)</p>	<p>第三 第三が控除調整下限額を加えた額をもちて</p>	<p>2 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の額を改定する。 (追加費用対象期間を有する者が控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金の特例) 第百三十一条 控除期間等の期間を有する者(地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。)に対する平成二十四年一元化法附則第七十条の規定の適用については、同項中「は、同項」とあるのは「は、同項及び附則第七十条」と、「同項の規定により」とあるのは「これらの規定により」と、「月数」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数(その月数が地共済組合員等期間の月数から三ヶ月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を控除した月数」とする。 (平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付) 第百三十二条 平成二十四年一元化法附則第七十四条第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。 一 改正前地共済法による職域加算額 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付(平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。) 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金 四 旧地共済法による年金である給付 五 改正前国共済法による職域加算額 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付 七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金 八 旧国共済法による年金である給付 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。) (併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額の特例) 第百三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者(改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者を除く。)が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第一 若しくは遺族基礎年金又は又は遺族基礎年金 改正前地共済法による職域加算額 (とする。) は、同項 同項の規定により 第三が控除調整下限額をもちて 、控除調整下限額</p>	<p>と併給年金の額との合計額が控除調整下限額 と併給年金の額との合計額を加えた額 この差額に相当する額を加えた額</p>	<p>第百三十四条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定による控除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。))のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額(以下この項において「控除後遺族共済年金」という。))と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額(以下この項において「控除後年金総額」という。))が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもちて平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額とする。 2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。 第百三十五条 第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する併給年金(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。))のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条の規定及び前条の規定を適用する。</p>

<p>第百三十四條 適用後適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化の併給法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年金一元化法附則第六十五條退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>控除後控除後退職共済年金額と年金控除規定の適用後の併給年金の額との合計年金総額を</p>	<p>第百三十九條 平成十六年地共済改正法附則第十七條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六條の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四條の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法附則第四十四條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二條による改正前の厚生年金保険法第三十八條の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この条において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を受けて受けることができる場合における第百二十五條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二條第一項及び第三項並びに第百三十三條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四條第一項及び第三項の規定並びに第百二十六條第一項及び第百三十四條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>の、附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは附則第四十一條第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付に限る。）のうち遺族厚生年金にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>	<p>第百二十五條と併の額の二分の一に相当する額と併給年金</p>	<p>第百三十三條の額の三分の二に相当する額（の額（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの）にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五條第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六條第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第四十一條第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付に限る。）のうち老齢厚生年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>
<p>第百三十三條と併の額の二分の一に相当する額と併給年金</p>	<p>第百三十三條の額の三分の二に相当する額（の額（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの）にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五條第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六條第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第四十一條第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付に限る。）のうち老齢厚生年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>	<p>第百三十三條と併の額の二分の一に相当する額と併給年金</p>

年一元化法附則第七十四條とする	年一元化法附則第七十四條とする額に二分の三を乗じて得た
第三項	と
第二百二十六条	と
第一項	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法の附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算遺族給付、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）
控除後年金総額を相当する額に二を乗じて得た	控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を
と	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化併給法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。）
第百三十四条と	と
適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化併給法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。）	

（追加費用対象期間を有する団体職員であつた再就職者に係る退職共済年金等の額の特例）
第百四十条 なお効力を有する改正前地共済施行法第八十九条各号に掲げる者に係る平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合

員（なお効力を有する改正前地共済施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員をいう。）であるものとみなして、平成二十四年一元化法附則第七十二条、第七十四条及び第七十六条の規定を適用する。

第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例

第四百一十一条 改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年金等

（なお効力を有する改正前地共済法第九十七条第二項又はなお効力を有する改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法をい）、平成二十七年厚生年金経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二、なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給付のいづれかが第五十八条第三項に規定する控除対象年金であり、かつ、控除前退職共済年金等の額（退職共済年金算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）及び老齢厚生年金額算定規定により算定した額（第三号厚生年金のうち老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権のいづれも有しない者については、零とする。）又は遺族厚生年金額算定規定により算定した額（第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいづれも有しない者については、零とする。）をい）、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる退職特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。次項において同じ。）と控除前遺族共済年金等の額（遺族共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）又は遺族厚生年金額算定規定により算定した額（第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいづれも有しない者については、零とする。）をい）、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる遺族特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、平成二十七年国共済経過措置政令第三百八十八条第一項に規定する改正後平成九年国共済経過措置政令第十三条第一項第九号又は第十号の規定により算定した額を基礎として財務大臣が定める額を加えた額とする。次項において同じ。）とのうちいづれが多い額が控除前控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 退職共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 退職共済年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、第五十五条に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のうちいづれか少ない額を控除した額

二 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 老齢厚生年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給され

る場合には第百二十三条に規定する乗じて得た額を、改正前地共済法による職域加算額が支給される場合にはその額を、それぞれ加えた額とする。以下この号において「控除前退職共済年金額」という。)を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

三 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 第一号に定める額又は前号に定める額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 第一号に定める額又は前号に定める額とな効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数(改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあっては、当該月数が三月未満であるときは、三月月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

四 第三号遺族厚生年金 第一号に定める額又は第二号に定める額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

五 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 第一号に定める額又は第二号に定める額と改正前厚生年金保険法第六十条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額(改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額)を地共済組合員等期間の月数(厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金にあっては、当該月数が三月未満であるときは、三月月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額を基礎として遺族厚生年金額算定規定の例により算定した額

2 前項の場合において、控除後退職共済年金等の額(同項第一号に定める額、第三号厚生年金のうち老齢厚生年金について老齢厚生年金額算定規定により算定した額(第三号厚生年金のうち老齢厚生年金の受給権を有しない者については、零とする。))及び同項第二号に定める額の合計額をい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付が支給される者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。)と控除後遺族共済年金等の額(前項第三号に定める額、同項第四号に定める額又は同項第五号に定める額をい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。)のいずれれも控除調整下限額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整下限額(第三号厚生年金(以下この項において「第三号老齢厚生年金」という。))の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 控除後控除調整下限額(退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額)

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下であり、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超える場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 前項第二号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 控除後控除調整下限額(遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除いた額。ニ及びホにおいて同じ。))

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 控除後控除調整下限額 控除後退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を超えている場合であつて、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額を超える場合

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整下限額(第三号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額) 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 控除後控除調整下限額(退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額)

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額

<p>二 四号</p> <p>第二 項第 二号</p> <p>第二 項第 二号</p>	<p>として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除外した額。 二及びホにおいて同じ。</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額を超過する</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額を超過し、かつ、控除前遺族共済年金等の支給額が零</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>控除後退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超過し、かつ、控除前遺族共済年金等の支給額が零</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を</p>
---	--	-------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	---------------------------------------	-------------------------	--	-------------------------	--	-------------------------	---

<p>二 四号</p> <p>第二 項第 二号</p> <p>第二 項第 二号</p>	<p>控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、第二号厚生年金のうち老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九條の二又は改正後厚生年金保険法第六十四條の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金の額は、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金と、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金と、平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金とそれぞれをそれぞれ前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>改正前地共済法第八十條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は厚生年金保険法の規定を適用するものたるならば同法第四十四條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、総務省令で定める。</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>第一項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項に規定する「改正前地共済法による退職共済年金等」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九條の二第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。</p>	<p>第二 項第 二号</p>	<p>第一項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「退職共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第七十九條第一項及び第二項、第八十條第一項及び第二項、第八十條の二第四項及び附則第二十四條の二第二項及び第二十六條第十項の規定、なお効力を有する改正前地共済法第十三條の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則</p>
---	---	-------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	--	-------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	--

第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定並びになお効力を有する改正前地共済令附則第七十二条の第三第一項の規定をいう。

13 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第四十三条第一項の規定、厚生年金保険法第四十四条第一項及び第二項の規定、改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに附則第七十二条の三第四項及び第十三条の四第四項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定をいう。

14 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第十二項に規定する退職共済年金額算定規定の例により算定した額（改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。）をいう。

15 第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定をいう。

16 第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第六十条第一項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいう。

17 第一項から第三項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）、第七項、第八項及び第十一項に規定する「第三号遺族厚生年金」とは、第三号厚生年金のうち遺族厚生年金をいう。

18 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除前控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第一項第一号に規定する控除前特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

19 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後遺族厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第一項第三号の例により算定される額（改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除した額）を基礎として総務大臣が定める額をいう。

20 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一号に規定する控除後退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第三項第一号に規定する控除後遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第三項に規定する控除後特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

21 第十四項及び第十九項に規定する「みなし組合員期間」とは、改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間をいう。

第六節 費用の負担等に関する経過措置

（平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付等に要する費用）

第百四十二条 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号に規定する政令で定める費用は、改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条、第八十条、第八十四条及び第八十五条の規定の例により算定した額を合算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号の規定により国又は地方公共団体が毎年度において負担すべき額の算定及びその地方公務員共済組合への払込みについては、改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第八十一条から第八十三条までの規定の例による。

第百四十三条 地方公共団体は、地方公務員共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に係る当該地方公務員共済組合の事務に要する費用（国の職員（改正後地共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、国が改正後国共済法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務大臣が定めるところにより算定した額を負担する。

2 前項の場合においては、改正後地共済法第百六十六条及び改正後地共済令第三十条の二の二の規定を準用する。

3 国は、警察共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に係る警察共済組合の事務に要する費用（国の職員に係るものに限る。）について、国が毎年度の予算で定める額を負担する。

4 前項の場合においては、改正後地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた改正後地共済法第百六十六条第一項の規定及び改正後地共済法第百六十六条第二項の規定を準用する。

（地方の組合の経過的長期給付）

第百四十四条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち公務等による障害共済年金及び公務等による遺族共済年金

二 旧地共済法による年金である給付のうち旧地共済法第八十六条第二項に規定する公務による障害年金及び旧地共済法第九十三条第一号の規定による公務による遺族年金

三 旧地共済法による年金である給付（前号に掲げる給付及び旧地共済法第百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された給付を除く。）の額の百分の十に相当する給付

四 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第七条の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の百分の十に相当する給付

五 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金のうち同項においてその例によることとされる改正前地共済法第九十八条第二号の規定の例により算定した額の百分の二百に相当する給付

六 改正前地共済施行法第三条及び第三条の二の規定による給付

（平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用）

第百四十五条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用は、同項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）

<p>に係る事務に要する費用（第四百四十三条第一項又は第三項の規定により地方公共団体又は国が負担するものを除く。）とする。 第四百四十六条 改正後地共済令第十五条第三項及び第四項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十五条の第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金（以下「地方の組合の経過的長期給付組合積立金」という。）の積立てについて準用する。 （地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用） 第四百四十七条 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三（同令第二十条において準用する場合を含む。）の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余剰金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第十六条 厚生年金保険給付組合積立金等資金 の二の見金等資金及び退職等年金給出し 付組合積立金等資金 第十六条 厚生年金保険給付組合積立金等資金（被用者年金制度の一元化の二第一等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金） 付組合積立金等資金</p>	<p>第十六条の組合の経過的長期給付調整積立金等資金 の二の見出し等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金 第十六条の組合（指定都市職員共済組合、地方公務員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。） 厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金 第十六条の組合 二第一項の組合員 第十六条の地方公共団体の一時借入れ 二第一項の 第十六条の厚生年金保険給付組合積立金 二第一項の等資金 第十二号 は退職等年金給付 退職等年金給付組合積立金等資金 厚生年金保険給付に係る経理 厚生年金保険給付に係る経理 第十六条の組合は、厚生年金保険給付組 二第三項 第十六条の組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金 二第四項 給付組合積立金等資金 第十六条の組合 三 第四百四十八条 改正前地共済法第二十四条（改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。第二百五十三条において同じ。）に規定する積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第十三条の規定により組合に係る実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。）として積み立てられ</p>
---	--	--

たものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第三十三条の規定により地方公務員共済組合連合会に係る実施機積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

(地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付)
第百四十九条 改正後地共済法第二十一条の二第二項の規定は、地方の組合の経過的長期給付に要する資金について準用する。

(地方の組合の経過的長期給付に係る収入)
第百五十条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入その他の総務大臣が定めるものとする。

(地方の組合の経過的長期給付に係る支出)
第百五十一条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る支出その他の総務大臣が定めるものとする。

第百五十二条 改正後地共済法第三十条の六第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定による国家公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済法第三十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)	平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項
第二項	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
第三項	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
第四項	法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)	平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項
第五項	国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第百四十八条において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項
第六項	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
第七項	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額

国家公務員共済組合法第百二条の平成二十四年一元化法附則第五十条第一項(第四号を除く。)

第四章 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置

(厚生年金保険給付組合積立金等の当初額の積立)

第百五十三条 改正前地共済法第二十四条に規定する積立金のうち、その額から第百四十八条第一項の規定により地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第二十四条(改正後地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から第百四十八条第二項の規定により地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

(改正後地共済法による退職年金の支給要件に関する経過措置)
第百五十四条 当分の間、改正後地共済法第八十八条第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(平成二十七年十月一日に引き続き被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間を除く。）」とする。

(退職等年金給付に関する規定を適用しない者等に関する経過措置)
第百五十五条 当分の間、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定は、地方公務員共済組合の組合員のうち平成二十四年一元化法附則第六十六条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないう者については、適用しない。

2 平成二十七年地共済改正法第三十条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)第二条第三項の規定は、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。

(公務傷病に係る初診日以後にある場合の公務障害年金の特例)
第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六十六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規定による公務障害年金の額を算定する場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の第八十七条第一項第二号又は第二項第二号の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務障害年金の額として支給する」とする。

(公務傷病に係る初診日以後にある場合の公務遺族年金の特例)
第百五十七条 平成二十四年改正法附則第六十六条第四項の規定により改正後地共済法第百四十四条の規定による公務遺族年金の額を算定する場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の第九十九条の二第二項第一号イ(2)又はロ(2)(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

た額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

（実施機関積立金の基本方針に関する経過措置）

第百五十八條 組合は、平成二十四年一元化法附則第二十八條第三項の規定により管理運用の方針が定められたときは、施行日前においても、改正後地共済法第百十二條の四の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において改正後地共済法第百十二條の四の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する経過措置）

第百五十九條 総務大臣は、施行日前においても、改正後地共済法第二十七條の二の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において改正後地共済法第二十七條の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本方針）

第百六十條 改正後地共済法第二十七條の二の規定は、地方の組合の経過的長期給付調整積立金について準用する。この場合において、同条第一項中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五條の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金」と、「法第百十二條の十第二項各号」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五條の三において準用する法第百十二條の十第二項各号」と読み替えるものとする。

（地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本方針に係る経過措置）

第百六十一條 総務大臣は、施行日前においても、前条において読み替えて準用する改正後地共済法第二十七條の二の規定の例により、前条において読み替えて準用する改正後地共済法第二十七條の二第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において前条において準用する改正後地共済法第二十七條の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第五章 その他の経過措置

（災害給付積立金に係る標準報酬等合計額に関する経過措置）

第百六十二條 改正後地共済法第十八條の規定は、平成二十八年一月十日以後に同条の払込みの期限が到来する災害給付積立金（地方公務員等共済組合法第三十六條第一項に規定する災害給付積立金をいう。以下この条において同じ。）の払込みについて適用し、平成二十七年十月十日以前に改正後地共済法第十八條の払込みの期限が到来する災害給付積立金の払込みについては、なお従前の例による。

（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額に関する経過措置）

第百六十三條 改正後地共済法第四十三條第十二項及び第十三項の規定は、平成二十七年十月一日以後に終了した同条第十二項に規定する育児休業等について適用する。

（産前産後休業を終了した際の標準報酬の月額に関する経過措置）

第百六十四條 改正後地共済法第四十三條第十四項及び第十五項の規定は、平成二十七年十月一日以後に終了した同条第十四項に規定する産前産後休業について適用する。

（高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る標準報酬の月額に関する経過措置）

第百六十五條 改正後地共済法第二十三條の三の四第一項及び第二十三條の三の七第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給について適用し、施行日以前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（休業給付に係る標準報酬の月額等に関する経過措置）

第百六十六條 改正後地共済法第六十八條第一項、第六十九條第一項、第七十條、第七十條の二第一項及び第三項、第七十條の三第一項及び第三項並びに第七十一條の規定は、施行日以後に給付

事由が生じた休業給付（地方公務員等共済組合法第五十三條第一項第八号から第十号の三までに掲げる給付（これらに係る附加給付を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち施行日前に退職した者に支給される同項第八号及び第九号に掲げる給付（以下この条において「施行日前退職者に係る傷病手当金等」という。）以外のものについて適用し、施行日前に給付事由が生じた休業給付及び施行日以後に給付事由が生じた施行日前退職者に係る傷病手当金等については、なお従前の例による。

（災害給付に係る標準報酬の月額に関する経過措置）

第百六十七條 改正後地共済法第七十二條及び第七十三條の規定は、施行日以後に給付事由が生じた災害給付（地方公務員等共済組合法第五十三條第一項第十一号から第十三号までに掲げる給付（これらに係る附加給付を含む。）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた災害給付については、なお従前の例による。

（育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に係る標準報酬等合計額に関する経過措置）

第百六十八條 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度における改正後地共済法第二十九條第一項及び第四十三條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十八條	改正後地共済法第二十九條第一項及び第四十三條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
組合の毎事業年度	平成二十四年一元化法の施行の日（第四十三條の二において「施行日」という。）の属する組合の事業年度
当該事業年度	当該
当該事業年度における当該	当該
標準報酬等合計額	平成二十七年四月から九月までの標準給与（掛金の標準となる給料（平成二十四計額の総額に年一元化法改正前の法第百十四條第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料（平成二十四年一元化法改正前の法第二條第一項第五号に規定する給料をいう。以下この項において同じ。）の額に地方公務員法第三條第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一條の規定による改正前の第十八條に規定する特別職の職員等をいう。）である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（平成二十四年一元化法改正前の法第百十四條第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた平成二十四年一元化法改正前の法第二條第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この項及び第四十三條の二において同じ。）の総額と平成二十七年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に対する
標準報酬等合計額	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額及び
標準報酬等合計額	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額

第九十條第一項

標準報酬等合算額	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に当該
当該	
との合計額	の合算額
警察共済組合施行日の属する警察共済組合の事業年度の毎事業年度	
額に、当該事業年度に、業年度における	
標準報酬等合算額	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額
計額の総額	(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担に係る厚生年金保険標準報酬等合計額に関する経過措置)

第四十三の二

第六十九條

施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において改正後地共済法第百十三條第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額は、改正後地共済法第二十九條の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号及び次項において同じ。）次に掲げる額の合計額
 - イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五條の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与（掛金の標準となる給料（改正前地共済法第百十四條第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた改正前地共済法第二條第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三條第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に對する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値（特別職の職員等（改正前地共済法第十八條に規定する特別職の職員等をいう。）である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（改正前地共済法第百十四條第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた改正前地共済法第二條第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総額に對する平成二十七年四月から九月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額
 - ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五條の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額（改正後地共済法第二十九條の二第一項第一号に規定する厚生年金保険標準報酬等合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総額に對する平成二十七年十月から平成二十八年三月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額
- 二 当該地方公共団体の職員（改正後地共済法第二條第一号に規定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）である組合員の標準給与の総額
- 三 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体がある場合においては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- 四 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（改正後地共済法第百四十一條の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- 五 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（改正後地共済法第百四十一條の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- 六 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（改正後地共済法第百四十一條の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

- (1) 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額
- (2) 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- (3) 当該地方公共団体の厚生年金被保険標準報酬等合計額の総額
- (4) 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- (5) 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- (6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（改正後地共済法第百四十一條の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合においては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

の設立団体が二以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体がある第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体がある第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体の職員が定めた額を乗じて得た額を乗じて得た額

(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額(当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)

二 指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額
イ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する前号イ(一)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合(改正後地共済法第二十七條第二項に規定する構成組合をいう。次項において同じ。)の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号ロ(一)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

三 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額
イ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合(改正前地共済法第二十七條第二項に規定する構成組合をいう。次項において同じ。)の組合員の標準給与の総額に対する第一号イ(一)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

ロ 前号ロに掲げる額
前項に規定するもののほか、施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において組合役員(改正後地共済法第四十一条第一項に規定する組合役員をいう。以下この項において同じ。)に係る改正後地共済法第四十一条第三項第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額は、改正後地共済法第四十一条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 地方公務員共済組合 次に掲げる額の合計額
イ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に同年四月一日における当該地方公務員共済組合を組織する職員(国の職員を含む。)である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役員である

ある第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に施行日における当該地方公務員共済組合を組織する職員(国の職員を含む。)である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

二 指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額
イ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する指定都市職員共済組合の組合役員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に同年四月一日における指定都市職員共済組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額に、更に施行日における全ての新構成組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

三 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額
イ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合の組合員の標準給与の総額に対する全ての旧構成組合の組合役員である組合員の標準給与の総額を乗じて得た額に、更に同年四月一日における全ての旧構成組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額に、更に施行日における全ての新構成組合の職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

三 施行日の属する改正後地共済法第四十一条第二項に規定する連合会、警察共済組合及び地方職員共済組合の事業年度における改正後地共済法第四十一条第二項及び第三項、第四十四條並びに第六十五條第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十一條第二項(法第百四十一條第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。)	の毎事業年度
連合会(法第百二十四條一元化法の施行の日(以下「施行日」という。))の属する連合会(法第百四十一條第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。))の事業年度	連合会(法第百二十四條一元化法の施行の日(以下「施行日」という。))の属する連合会(法第百四十一條第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。))の事業年度
国民年金法第九條の四	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役員である

項三第条一十四第

の額	成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年厚年経過措置政令」という。第百十五条
二分の一	四分の一
当該事業年度における	平成二十七年四月から九月までの当該組合の組合員の標準給与（掛金の標準となる給料（平成二十四年一元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料（平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。以下この項において同じ。）の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の第十八条に規定する特別職の職員等をいう。）である組合員については、二）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（平成二十四年一元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下同じ。）の総額（当該組合が市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に平成二十七年四月一日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織する全ての組合を組織する職員である組合員（当該連合会が市町村連合会の場合にあつては、全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を組織する職員である組合員）の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額と、連合会役職員組織組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの
初日	額と
当該事業年度の	額の合計額と
警察共済組合の	額の合計額と
毎事業年度	額の合計額と
国民年金法第九	平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条
十四条の四	の額（以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担額」という。）
二分の一	四分の一
当該事業年度における	平成二十七年四月から九月までの警察共済組合の組合員の標準給与の総額に対する警察共済組合の組合員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に同年四月一日における警察共済組合を組織する職員（国の職員

項二第条五十六第

の額	を含む。）である組合員の総数に対する国の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額と、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの
初日	額と
当該事業年度の	額の合計額と
警察共済組合の	額の合計額と
毎事業年度	額の合計額と
国民年金法第九	平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条
十四条の四	の額（以下この項において「地方職員共済組合基礎年金拠出金負担額」という。）
二分の一	四分の一
当該事業年度に	平成二十七年四月から九月までの警察共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該団体の職員である組合員の標準給与の総額と、地方職員共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの
おける	額と
地方職員共済組	額の合計額と
合の毎事業年度	額の合計額と
施行日の属する	額の合計額と
地方職員共済組	額の合計額と
合の毎事業年度	額の合計額と

4 第一項及び第二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金に関する経過措置）

第百七十条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における改正後地共済法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共

2 平成二十八年年度における改正後地共済法第四十三条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八号の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、「当該事業年度の事業年度における」とあるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」と、「標準報酬等合計額」とあるのは「標準報酬等合計額の見込額」とする。

2 平成二十八年年度における改正後地共済法第四十三条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八号の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、「当該事業年度の事業年度における」とあるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」とする。

(国の職員に係る報酬に関する経過措置)

2 改正後地共済令第四十六号の二第一項に規定する任意継続組合員(地方公務員等共済組合法第四十四号の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。)について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意継続掛金(同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。)に係る改正後地共済令第四十六号の二の規定の適用については、同条第二号中「毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、「任意継続組合員を除く。」の標準報酬の月額」とあるのは「一の掛金の標準となつた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二号第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。)の額に地方公務員法第三号第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。

2 改正後地共済令第四十六号の二第一項に規定する任意継続組合員(地方公務員等共済組合法第四十四号の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。)について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意継続掛金(同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。)に係る改正後地共済令第四十六号の二の規定の適用については、同条第二号中「毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、「任意継続組合員を除く。」の標準報酬の月額」とあるのは「一の掛金の標準となつた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二号第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。)の額に地方公務員法第三号第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。

(任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)

2 改正後地共済令第四十六号の二第一項に規定する任意継続組合員(地方公務員等共済組合法第四十四号の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。)について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意継続掛金(同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。)に係る改正後地共済令第四十六号の二の規定の適用については、同条第二号中「毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、「任意継続組合員を除く。」の標準報酬の月額」とあるのは「一の掛金の標準となつた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二号第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。)の額に地方公務員法第三号第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。

(任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)

2 改正後地共済令第四十六号の二第一項に規定する任意継続組合員(地方公務員等共済組合法第四十四号の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。)について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意継続掛金(同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。)に係る改正後地共済令第四十六号の二の規定の適用については、同条第二号中「毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、「任意継続組合員を除く。」の標準報酬の月額」とあるのは「一の掛金の標準となつた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二号第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。)の額に地方公務員法第三号第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。

(全国市町村職員共済組合連合会が行う共同事業に係る標準報酬等合計額に関する経過措置)

2 改正後地共済令附則第三十条の二及び第三十条の二の二の規定は、平成二十八年四月一日に始まる事業年度以後の各事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業について適用し、同年三月三十一日に終わる事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業については、なお従前の例による。

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

(平成二十七年年度における地方公務員等共済組合法による長期給付に要する費用のうち昭和三十一年四月一日前の組合員期間に係る部分の経過措置)

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

(改正前地共済法による職域加算額のうち公務員等によるもの及び障害厚生年金等の支給を受ける場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置)

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第百七十七条 平成二十七年地共済改正令第七条の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十三年政令第二百八十三号)附則第三条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の第三項に規定する年金たる補償(以下この条において「年金たる補償」という。)及び同令第四条に規定する休業補償(以下この条において「休業補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第百七十八条 平成二十七年地共済改正令第八条の規定による改正後の地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)附則第三条及び第三条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第九項に規定する年金たる補償(以下この項において「年金たる補償」という。)及び同法第二十五条第一項第二号に規定する休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以前に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 改正前国共済法による職域加算額(平成二十七年国共済経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算額)及び改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算額遺族給付に係るものに限る。又は改正前地共済法による職域加算額(地方の公務等による旧職域加算額)及び改正前地共済法第九十一条第二項に規定する公務等による旧職域加算額遺族給付又は地方改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条障害補償法附則第八條第一項の規定は、適用しない。

第百七十九条 第三条から前条までに定めるもののほか、地方公務員共済組合の組合員又は組合員であった者に係る平成二十四年一元化法及び平成二十四年改正法の実施のための手続その他これらの法律の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、総務省令又は主務省令で定める。(主務省令) 第百八十条 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・文部科学省令とする。

附則 (平成二十八年三月三十一日政令第一三二号) (施行期日等) 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令の規定並びに第二条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の項及び第二十八条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額に関する経過措置) 3 平成二十八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年三月三十一日政令第一三二号) (施行期日等) 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令の規定並びに第二条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の表改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の項及び第二十八条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額に関する経過措置) 3 平成二十八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年三月三十一日政令第一八〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置) 第九条 平成二十七年九月三十日以前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分から平成二十九年三月分までの任意継続掛金の算定に係る第十五条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年法律第二十二号)の九月三十日」とあるのは、「年の前年」とし、「前年」の一月一日」とあるのは、「前々年」の九月三十日」とあるのは、「任意継続掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日」とあるのは、「平成二十七年十月一日」とする。

附則 (平成二十九年三月三十一日政令第八三三号) 抄 (施行期日等) 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 2 第三条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項及び第十二条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

附則 (平成二十九年七月二十八日政令第二一四号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。 附則 (平成三〇年三月二十八日政令第七七三三号) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三十一日政令第一一八号) 抄 (施行期日等) 第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。 附則 (平成三〇年六月六日政令第一八三三三号) この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (平成三二年四月五日政令第一四六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成三十二年四月五日から施行する。 附則 (令和元年六月二十八日政令第四四号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日政令第一〇一〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。 附則 (令和二年三月三十一日政令第一三八八号) この政令は、令和二年四月一日から施行する。 附則 (令和二年四月十五日政令第一四五号) この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。 附則 (令和二年一〇月三十一日政令第三一八号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、令和三年三月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一〇四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第二条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定 令和四年十月一日

（改正後の平成二十七年地共済経過措置政令における時効に関する経過措置）

第二十二号 第三十八条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（改正前地共済法による職域加算額の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

2 第三十八条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

附則（令和四年三月二十五日政令第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）

第三条 第三号の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（次項及び第三項において「施行日」という。）の前日において、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（次項において「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「なお効力を有する改正前地共済令」という。）第二十五条の四の二第一項及び第三項の規定は、施行日の前日において、旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の十六第一項並びに第三十条の二の二十第一項及び第二項の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

附則（令和四年三月三〇日政令第二一九号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十七年地共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）
2 旧再任用職員等である組合員であった者（第九条の規定の適用を受ける者を除く。）に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十七条第一項に規定する退職年金及び公務障害年金並びに平成二十七年地共済経過措置政令第七条第二項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十七年地共済経過措置政令第十四条第二項に規定する給付に係る給付の制限については、なお従前の例による。

附則（令和四年八月三日政令第二六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和五年三月三〇日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三〇日政令第二二〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの請求に関する経過措置）
3 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第三項の規定は、この政令の施行日の前日において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

附則（令和六年三月二十九日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。